

1) アクセス整備型

比較的到達が容易な、遺産地域のふちの展望地点を持ち、そこへのアクセスの整備（歩道、林道）と、その下流部の拠点施設の集中整備を中心とする。八森町（二ツ森へのアクセスの整備）が典型である。

2) 「ミニ白神」整備型

遺産地域に隣接する、もしくは遺産地域と同程度の林相を持ったブナ林の整備・開放を主とする。典型的なのは、鯉ヶ沢町に開発中の「ミニ白神」で、里山地帯に官地民木林として残されたブナ林を整備（遊歩道開設、総合案内施設建設）して開放する。遺産地域とは離れているが、アクセスははるかに良い。

峰浜村、二ツ井町は、白神山地関連の施設整備では後発であるが、いずれも遺産地域に隣接した森林（ブナ林主体）へのアクセス林道の開設・改修と遊歩道整備を計画している。

3) 総合整備型

「アクセス整備」と「ミニ白神整備」の両方を行う。鯉ヶ沢町と藤里町がこの型といえる。ただし、藤里の場合は、遺産地域登録よりもはるかに以前からレクリエーション施設の整備を進めており、アクセス路沿いの下流域の拠点施設（素波里湖周辺）や隣の流域の「ミニ白神」的施設（岳岱自然観察教育林）は、結果として白神関連の施設となった形であるのに対して、鯉ヶ沢の場合は、新規開発の施設が多くを占める。なお、展望地点として来訪者の多い小岳（藤里町）に至るアクセス整備は、前出のアクセス整備型の典型例といえる。

4) 遺産地域隣接型

前述のように、西目屋村は、唯一、遺産地域にごく隣接した地点を事業拠点とした整備を行っている。暗門の滝に至る歩道はコンクリート舗装であり、遺産地域のすぐ外側に、レストハウス、コテージ、整備されたオートキャンプ場などが広がる。白神山地世界遺産地域に隣接する地域においてもっとも人工的改変が進んだ地区といえる。ただし、この暗門の滝周辺の開発は、県立公園指定時に開始されたもので、当初から遺産地域に関わった開発であったわけではない。なお、この地区には、遺産地域の展望地点はない。

5) 間接型

深浦町の事例が当てはまる。深浦町は、海岸部の観光レクリエーション開発には積極的だが、白神山地に関しては直接的な開発は自らは行っていない。ただし、第3セクターが白神関連のツアーバスの運行、特産品開発等を行っている。

2-2 事例の検討

ここでは、調査を行った8町村における森林レクリエーションに関連した様々な取り組みについて、簡単に記述することにする（表 3-2-1～3-2-4 参照）。

1) 西目屋村

西目屋村は、林野率93%、国有林野だけでも全土地面積の81%を占める典型的な山村である。2-1で述べたように、西目屋村内の遺産地域は、他の地区と異なり、かなりレクリエーション地域としての開発が進んでいる。これは、もともと県立自然公園（「赤石溪流暗門の滝」）だったところが遺産地域の緩衝地域に編入されたため、歩道の整備等の暗門の滝周辺の開発は、県道岩崎西目屋弘前線（旧弘西林道）が開通した昭和40年代半ばから既に始まっている。その後、昭和63年のふるさと創生事業では、この県道脇に大きな噴水を作ることになり（きらきら噴水・今は動いていない）、観光開発の機運が高まった。暗門祭と呼ばれる年1度のイベントもこの時期に開始されている。

暗門の滝周辺の地区は、森林生態系保護地域には含まれているが、自然環境保全地域は、自然公園とは重複指定ができないので、自然公園の一部は公園指定をはずして保全地域に指定し、他の自然公園指定部分は保全地域から除外された。当初、遺産地域登録に当たっても、森林生態系保護地域の保存地区の境界に準拠して、同保全利用地区である自然公園、国定公園指定地の多くは遺産地域からはずして申請されたが、IUCN調査団が面積拡大を登録の一つの条件として来たため、一転してこれらが編入されることになったといういきさつがある。

村の開発の方向性をめぐっては、現在のような形での暗門の滝周辺の開発が意識され出したのは、「ニューにしめや創生百人会」という村民参加で地域づくりを考える組織が作られ、その組織が平成5年に発表した最初の計画案の中で暗門の滝周辺にレストハウス、資料館、キャンプ場、カヌーコースなどを整備することを提案してから以降のように思われる。村役場の内部でも、白神山地周辺の利用の拠点をどこに置くかについて検討がなされたが、結局、一部開通していた春秋林道の近辺（大川流域）を新規に開発することはせ

表 3-2-1 白神山地周辺の森林レクリエーション施設整備（青森県側）

町村 施設	西目屋村	鏐ヶ沢町	深浦町	岩崎村
白神関係 の 森林レク リエーシ ョン施設	世界遺産センター （平成8年度完成、環 境庁）・青森県ビジタ ーセンター（平成7年 度完成、青森県） 暗門の滝 ・遊歩道（平成2～7年度県単 （観光課）） ・トイレ ・休憩所 白神山地暗門の滝自然観 察教育林 ・暗門沢遊歩道（平成6年度、 2.3km） アクアグリーンビレッジ ANMON（平成6年度～、村 単（地総償）） ・コテージ 7棟 ・オートキャンプ場30サイト ・センターハウス ・木工体験施設「とんでん館」 ・モニュメント（遊戯施設） 高倉森歩道（平成7年度、 局単独事業、0.4km）	自然観察館「ハロー白 神」（平成6～7年度、 山振） キャンプ場（オートキャ ンプ場含む、平成7年度、 山振） 白神山荘「白神さん家 （ち）」（平成7年度、 原子燃料サイクル事業） 「ミニ白神」（平成6年 度～、資源活用型林構） ・総合案内施設 ・森林浴歩道 津軽沢歩道（平成7年度、 局単独事業、0.5km） 奥赤石ブナ遺伝資源保存 林 ・観察道（平成7年度、局単独 事業、1.7km）	トイレ設置 （県道岩崎西目屋弘前線 沿い） 〔白神山地展望台（計画、 町内の農場に）〕	白神岳避難小屋 （白神倶楽部） 白神岳歩道（平成7年度、 局単独事業、1.75km、既 存部分1.25km） 白神山頂トイレ （平成8年度、県）
その他の 森林レク リエーシ ョン施設		くろくまの滝（昭和56年 度～）	町民の森公園 （昭和55年度～） ・管理センター、野営場等（自 然休養村事業） ・キャンプ場、バンガロー等 （森林総合利用促進事業） ・スキー場等（八森山広域観光 エリア整備事業） ・野球場等（特定地区公園整備 事業） ・テニスコート等（勤労者野外 活動施設整備事業） ・ゴルフ練習場等（町単）	十二湖リフレッシュ村 （平成元年度～） ・ログハウス 14棟（山振） 十二湖 ・ビジターセンター（農村地域 ふるさと生活圏整備事業） ・チャレンジハウス（昭和83年 度、山振） ・北欧館、トイレ（県観光施設 整備事業）
その他の 関連施設	交流促進センター「白神 館」（平成5～6年度、 山振） ・ブナ館（宿泊棟） ・しらかみの湯（温泉浴場） ・クマガラ館（休憩棟） グリーンパークもりのい ずみ（平成6年度～、中山 間地域総合整備事業） ・やすらぎの館（湯治場） ・多目的ホール ・山菜加工場 ・体験農園	アユ養殖場（平成9年度 予定、山振） イトウ養殖場（昭和63 年度、水産庁・特産高 品質淡水魚類養殖推進 事業）	WeSpa椿山（平成5～6年 度、過疎地域滞在施設整 備モデル事業） ・コテージ ・開閉式露天風呂 ・センターハウス、等	サンタランド（平成3年 ～、サンタランドいわさ き（株）、村） ・宿泊施設 ・物産館 ・レストラン ・サンタの家 （・トナカイ牧場） ・道路、園地、管理棟（村単（疎 償、地総償）） ・林内歩道、貯水池等（創造の 森整備事業（平成6年度～） ロマンの里（海岸部） ・オートキャンプ場（山振）

注：斜線の施設は営林局が自ら整備したもの、太字は環境庁又は県が自ら整備したもの、他は当該町村。

表 3-2-2 白神山地周辺の森林レクリエーション施設整備（秋田県側）

町村 施設	八森町	峰浜村	藤里町	二ツ井町
白神関連の 森林レクリエーション施設	白神山地二ツ森自然観察教育林 ・二ツ森登山道 林道終点トイレ (平成5年度、県自然保護課) ぶなっこランド (平成2年度～) ・森林科学館(平成2年度、体験の森整備事業(国補助・県直営)) ・木工体験館(平成4・5年度、林構モデル事業) ・溪流観察館(〃) ・バーベキューハウス(〃) ・体験交流センター(平成7年度、林構) ・バンガロー(〃) ・スキー場(〃)	白神山系水沢川源流の森(水沢山) ・村有林取得(一沢目財産区、平成7～8年度、地域環境保全林整備特別対策事業、平成8～10年度、豊かな森林づくり事業) ・歩道、駐車場(平成8～10年度、豊かな森林づくり事業)	小岳自然観察教育林 ・登山道 ・駐車場 ・解説板等 岳岱自然観察教育林 (昭和58年度～、町単) ・遊歩道 ・ベンチ、標識等 仮設トイレ(粕毛川上流部2カ所、藤琴川上流部2カ所) 〔水洗トイレ〕 世界遺産センター (時期未定、環境庁)	ふたつ白神郷土の森 (平成7年～) ・林道補修 ・避難小屋 ・遊歩道 ・水飲み場 ・(水洗)トイレ
その他の 森林レクリエーション施設			ふるさと自然公園素波里 (昭和46年度～) ・キャンプ場(昭和55年度～、国民休養地事業) ・テニスコート(昭和55、56年度、町単) ・自然公園センター(昭和58年度、県単) ・サフォークの館(昭和63、平成元年度、町単、一般単独償) ・冒険広場(平成6年度～、町単、一般単独償) ・バッテリーカー、ガーデンゴルフ(昭和63、平成元年度、町単、一般単独償) くるみ台キャンプ場 (国有林設置、町管理)	
その他の 関連施設		ポンポコ山公園(昭和63年度～) ・ふるさと交流センター(自治省) ・カントリーパーク(特定地区公園事業) ・道の駅(平成8～10年度、建設省) ・バンガロー5棟(平成8年度、山振) ・オートキャンプ場20区画(平成9年度、山振) ハープ貸し農園(66区画、平成4年オープン、山振)	健康保養基地「ゆとりあ藤里」 ・温泉保養館(平成4年オープン、村単、地総償) ・サンワーク藤里(平成5年オープン、雇用促進事業団共同福祉施設) ・ホテルゆとりあ藤里(平成6年オープン、過疎償、借入金(藤里開発公社))	きみまち坂公園

注：斜線の施設は営林局が自ら整備したもの、太字は環境庁又は県が自ら整備したもの、他は当該町村。

表 3-2-3 町村による白神山地関連のソフト事業（青森県側）

町村名 ソフト事業		西目屋村	鱒ヶ沢町	深浦町	岩崎村
ガイド・巡視		暗門の滝ボランティアガイド（計画中）			
環境教育					
ツアー（常時行っているもの）				白神ツアーのバス運行（ふかうら開発、平成7年度32回実施）	
イベント	官製	ヘリコプター・ツアー（村単） 暗門祭	白神バスツアー（町観光協会、年1回、これまでに3回実施）		白神岳登山会（村、年1回）
	自主的	ブナ植樹祭（ジャパン・ブナ・フェスティバル実行委員会、村単補助）			
特産品・土産品		「白神山地ブナ原生林の水」		白神キャロットワイン、ジュース（ふかうら開発）	「世界遺産の水」（十二湖の名水加工施設、山振、平成8年～）
清掃			「赤石川クリーン21」（去年から町が音頭、年1回）		「白神倶楽部」によるボランティア清掃
アイデア創出		北と南（屋久島）のふれあい交流事業（村単） 村づくり21委員会（電源地域産業育成支援事業）			村内若手による勉強会（電源地域産業育成支援事業）

表 3-2-4 町村による白神山地関連のソフト事業（秋田県側）

町村名 ソフト事業		八森町	峰浜村	藤里町	ニツ井町
ガイド・巡視		ぶなっこ自然環境指導員(平成5年度～)		ガイド(平成6年度～、藤里町観光物産協会、6年度83件、のべ1410人)	
環境教育		ぶなっこ自然教室 (年7回、小学生対象) ぶなっこクラブ (平成5年度～)		歩く体験博物館 (平成3年度～)	
ツアー(常時行っているもの)					
イベント	官製	世界遺産自然観察会 (年2回)		白神山地音楽祭 白神山地シンポジウム 旅行エージェント向けの会議(ツアー企画)	
	自主的				
特産品・土産品			白神山麓そば	白神山地ワイン	「白神山系の山菜」
清掃					
アイデア創出		TWF(Together with Forest) 構想(平成6年度、電源地域産業育成支援事業)エコツーリズム検討会(平成7年度、同上)	ブナの里づくり構想(平成6年度、電源地域産業育成支援事業)	観光戦略ビジョン(作成中、電源地域産業育成支援事業)	

ず、既利用の地区に施設を集積する方針がとられた。アクアグリーンビレッジに特徴的なことは、他のほとんどの施設のように、補助事業によって建設するのではなく、非常に条件の良い地域総合整備事業債だとはいえ、起債による村単事業で全ての施設を建設したこと、また、建設用地の確保を国有林野の使用許可又は貸付によらず、購入によって確保したことである。

なお、村役場の近接地にある「白神館」等も含め一連の施設の経営を行うのが、一般的な株式会社形式の第3セクターではなく、財団法人の「ブナの里 白神公社」であることも、この村の開発の特徴といえるだろう。

ごく最近の新しい試みとしては、これも村単で平成6年度から始めた白神山地上空のヘリコプター・ツアーと平成8年度に実現しそうな暗門の滝周辺の主婦を中心としたボランティア・ガイドがあげられる。前者については、3回実施していずれも多くの観光客を集めたが、自然保護関係者等からは批判が出された。また、後者については、地元の女性の起用がユニークであり、地域活性化につながることを期待される。

今後の動きとしては、村役場近くに平成8年中に完成する環境庁の世界遺産センター（遺産地域の研究の拠点）に併設して、県独自で情報提供や体験学習などを行う青森県ビジターセンターが平成9年度には完成予定で、白神山地に関する「調査研究、保全管理、利用の拠点づくり」が進むことになる。こうした動きは、西目屋村を「白神山地の玄関口」として地域への入り込み数の更なる増加が予想される。

2) 鱒ヶ沢町

鱒ヶ沢町の中心は、漁港のある海岸部であり、また、内陸の観光開発も岩木山麓で以前から行われており（昭和49年長平青少年旅行村開設、昭和53年コクド経営の鱒ヶ沢スキー場営業開始）、町の関心は白神山地のみに向いているわけではない。しかし、一方で、遺産地域核心地域に源流部を持つ赤石川を抱え、春秋林道建設問題では、流域の内水面漁協が反対運動を展開し、建設中止の一つのきっかけとなった保安林解除の異議申し立てでも、多くの住民が意義意見書を提出するなど、白神山地保護問題との関係も深い。

なお、遺産地域内の展望地点としては、天狗岳(958m)を持ち、「自然環境保全地域の巡視道」として環境庁により開設された歩道を利用することも可能と思われるが、片道3時間の行程で一般の利用には無理があるため、町は緩衝地域自体の開発は考えていない。

白神関連の町の事業としては、大きなものが3つある。1つは、赤石川の中流域に山村振興事業で整備された観光客向け展示施設「ハロー白神」と併設のキャンプ場（オートキ

キャンプ・サイト7、普通のキャンプサイト10)で、いずれも来年度にオープンする。近くには、イトウの養殖場が既設で、さらにアユの養殖場が計画されており、アクセス路沿いの拠点施設と位置付けられる。2つ目は、白神山荘で、展望地点に向けての町設置の最終施設として、トイレを含む休憩施設の機能を持つ。

3つ目が「ミニ白神」で、赤石川とは沢が異なる黒森地区に立地する。資源活用型林業構造改善事業の導入により、藩政時代から残された「官地民木林」のブナ林52haを整備し、遊歩道の散策等を通じて訪れた人々に白神山地の疑似体験をしてもらおうとする施設である。施設内容としては、総合案内施設、駐車場、遊歩道などで、なるべく森林を伐採しない方法で整備する。平成9年度オープンの予定である。

なお、赤石川流域には、昭和56年度から整備が開始されている「くろくまの滝」もあり、平成2年に日本の滝100選に選ばれたところである。

3) 深浦町

町の方針は、海岸部の開発を主体とするもので、遺産地域に至るアクセスを持たないこともあり、白神関連のハード開発はない。町の施設としては、平成7年4月に営業を開始した温浴施設+コテージの「WeSpa 椿山」が好調で、稼働率は7割を超えている。

一方、町は、白神関連のソフト開発には積極的で、第3セクター「ふかうら開発」（町が51%出資）が、白神ツアーの運行、特産品の開発等を行っている。白神ツアーは、27人乗りマイクロバス2台でバス事業を始めたものの、事業の確保に苦しんでいた「ふかうら開発」が、参入しやすい事業として平成6年の8月から始めたもので、西目屋村から鰯ヶ沢町を経て岩崎村まで、遺産地域の外側の山地を横断する県道岩崎西目屋弘前線（旧弘西林道）を、西目屋村から岩崎村まで、またはその逆で運行している。タクシーを使った旅行会社の白神ツアーの催行に刺激されたとのことである（大型バスは道路の規格の関係で当該県道は通行できない）。朝日旅行会、読売旅行会、サンケイツアーズ、近畿日本ツーリストなどの旅行エージェン트가ツアーの中に組み込んでいる白神ツアーの部分について、バスの運行を請け負う。

遺産地域の核心地域から流下する追良瀬川流域には、比較的天然林が多く残ることから、遺産地域の周辺地域ではもっとも自然保護上の問題が多く発生している地域であり、その利用に当たっては、特段の留意をすべきところである。

4) 岩崎村

岩崎村には、白神山地の名前の語源であり、信仰の山として沿岸部で最も知られていた白神岳がある。白神岳は、遺産地域内の展望地点としては唯一、交通の便がよい海岸部からの登山道を持つ。白神岳にはまた、「白神倶楽部」という地元住民が組織したユニークな登山団体が中心になって建設した避難小屋があることでも、他の白神山地の山岳とは区別される。

こうした名峰を持ちながら、他の町村と比較して、展望地点整備への岩崎村の熱意は必ずしも高くはない。その理由としては、岩崎村には、既存の観光レクリエーション・サイトとして十二湖があることが大きい。十二湖は、多数の天然の池とその周辺のブナなどの天然林からなる景勝地で、昭和50年に、それまでの県立自然公園から津軽国定公園の一部へと昇格している。村は、公園整備のための県の事業や各種の補助事業を導入して十二湖の整備を続けてきたが、特に、平成元年度からの山村振興事業による、ログハウス14棟（当初6棟、平成4年度からの事業で5棟追加）を中心とした「十二湖リフレッシュ村」の開村によって、それまでの周遊観光地的イメージを一新した。なお、リフレッシュ村の場所は、もともと津軽十二湖自然休養林の中心施設として、国がバンガローを設置していた所で、ログハウス建設に当たっては、バンガローの移動が行われている。

このログハウス村は、あえて高い費用をかけてフィンランドからラップランド・パインのログ材を運んで来てログハウスを組み立てたのだが、それは、「フィンランド」をコンセプトに十二湖地域の開発を進めるという村の方針に沿ったものだった（このほかに、フィンランド関係の振興策としては、平成2年のフィンランドのラヌア郡との姉妹都市契約、平成7年で8回目となった「ヨールプッキ（サンタクロースのこと）まつり」の開催などがある）。村では、現村長の就任時に、中期的な村の振興策を考える目的で村役場職員のプロジェクトチームが作られ、内部での熱心な討論を経て、昭和63年に「マイタウン岩崎2000構想」という観光開発基本計画が策定された。この中に登場したのが、サンタランド構想である。これは、フィンランドが日本のどこかにサンタランドを作る意向を持っているという情報を県の東京事務所から入手したことをきっかけに始まったプロジェクトで、十二湖が「森と湖の空間」としてフィンランドのイメージに近いという解釈のもと、候補地として立候補したところ、フィンランド政府観光局やフィン・エアの視察を経て、北海道の上磯町などのライバルを押しつけて、日本における公認のサンタランド候補地になったのである。

当時は、いわゆるリゾートブームの真っ最中であり、構想では、主な参画企業として建

設会社の間組を迎え、リゾート法の適用を受けて大規模なテーマ・パークを十二湖の近接地に建設する計画だった。なお、平成2年に承認された青森県のリゾート計画は「津軽・岩木リゾート整備計画」と言い、十二湖地域は、「十二湖 メルヘンの国」として重点整備地区に指定されていた。開発の主体は、平成3年に設立された「サンタランドいわさき株式会社」で、計13社（間組の他、地銀、地元マスコミ、など）が出資しており、村の出資比率は48%だった。

その後のいわゆるバブル経済の崩壊を受けて、開発のテンポは大きくスローダウンするが、計画自体は縮小されたものの存続し、平成7年の7月には工事に着工し、平成8年7月には宿泊施設等、一部が開業する運びとなった。休耕田が9割を占めた36haの敷地には、フィンランドのログ材を使用したコテージ形式の宿泊施設、レストランなどが配置され、周辺の森林も導入事業により整備される。

村では、また、林道でサンタランドと十二湖の園地を結び、一体的な観光地とするとともに、年間稼働の名水加工施設（平成8年営業開始予定）の建設に合わせて、これまで冬季間閉鎖していたリフレッシュ村の冬季営業を計画するなど、サンタランド建設を契機としてその周辺の整備もさらに進めようとしている。

以上、やや詳しく見てきたように、岩崎村の場合、村の地域振興に関連した施策は、サンタランドも含んだ十二湖地区にほとんどが集中しており、アクセス道の整備等の白神山地に直接関係する施設の整備の優先順位は非常に低い。白神岳登山道沿いに関係しては、避難小屋の改修、登山道の整備（一部、営林局が改修）、駐車場の拡大など、整備すべきことが多いが、実現までにはかなりの時間がかかることになるだろう。

5) 八森町

第1章で触れたように、白神山地が世界遺産地域に登録されることになったそもそもの発端は、ここで述べる八森町などが中心になって推進した青秋林道が、白神山地の中心部のブナ林を貫通することの是非をめぐる紛争だった。林道工事は、自然保護派の人々の反対の中で昭和57年8月に秋田県側、青森県側で相次いで着工され、昭和62年に工事が中断されるまで続けられた。特に、秋田県側では進捗が早く、民有林部分の5.3kmが開設され、林道は秋田・青森県境の二ツ森の直下まで到達した。その後、この完成部分は、県によって全面舗装され、白神山地の周辺地域の中で、最も条件の良いアクセス道路となった。林道終点から展望地点である二ツ森頂上までは、登山道を約40分で到達できる。

また、二ツ森周辺の国有林は、秋田・青森両営林局の自然観察教育林にそれぞれ指定さ

れており（白神山地周辺では6カ所、遺産地域内に限ると5カ所が指定されている。ただし、遺産地域内の4カ所は、小岳、二ツ森周辺をそれぞれ青森、秋田両営林局が別個に指定しているもので、実質2カ所といえる。もう1カ所は、暗門の滝）、そこでの教育普及を支援する施設として林道沿線の導入部に作られたのが、「ぶなっこランド」の森林科学館である。この施設自体は国・県の補助金により、町の負担はなかったが、その後、町は各種事業を導入して、より集客力のある施設を集積し、白神関連の拠点施設へと機能を強化した。

ぶなっこランドが、他の白神山地周辺の施設と比較して特徴的なのは、そのソフト面での機能が充実していることである。表 3-2-5のように、第2土曜日に開かれる小学4年生を主な対象とした「ぶなっこ自然教室」をはじめ、木工教室、白神山地の自然観察会、炭焼き、リースづくりと多彩な催しが、1年中開かれている。こうした催しは、平成2年10月の世界遺産自然観察会から始まり、平成3年度は5回開催、平成4年度からはだいたい一月1回開催の現在と同じペースになった。ぶなっこ自然教室は平成7年度から開かれている。

こうした催しを支えているのが、ぶなっこランドの職員（説明員＋臨時職員2名）、町役場の企画振興課職員とともに、「ぶなっこ自然環境指導員」と呼ばれるボランティアである。この制度により登録されている指導員は現在（平成8年2月）22名だが、資格は、町民で、日本自然保護協会の自然観察指導員の資格を持っているか、あるいは相当の能力を有し、3日間の町主催の研修を受けたものである。平成5年に初めて研修を行い、平成6年に登録を開始し、30名の登録を目標としている。22名の内訳は、半分の11名が教育委員会、企画振興課などの行政の職員、あと半分が民間で、うち会社員が6名、自営業が3名、教員1名などである。指導員の役割は、前述の世界遺産自然観察会での指導、他の一般の二ツ森登山のガイド、それにその他の町内の観光施設のガイドで、前2者については5,000円／日、観光ガイドについては1,000円／時間が支給される。ガイドの実績をみると、平成6年は37件、指導員はのべ54名が担当し、参加人員は916名、平成6年は、それぞれ、24件、のべ49名、661名だった。平成6年にかえて減少しているのは、町を通さない「もぐり」が増えたためではと、町は推測している。いずれにせよ、1町で、これだけの人数のガイドを確保し、平成6年の実績で計算すれば6月から10月までの5カ月の活動期間の間、月平均7.4件（土、日曜日はほとんど埋まっていることになる）の実績を残したことは非常に評価できるだろう。

もう一つ、ぶなっこランド関連のソフト事業としては、「ぶなっこクラブ」がある。こ

表 3-2-5 ぶなっこランドにおける教室、観察会の実施（平成7年度）

実施月	内容	対象・定員（実績）・料金等
4月	林業体験教室 シイタケのコマ打ち	一般、50名、 300円
5月	世界遺産自然観察会 ニツ森のミネザクラ鑑賞	一般（全国募集）30名 2,500円
6月	ぶなっこ自然教室 「森と雨を観察しよう」	小学生、30名
7月	ぶなっこ自然教室 「ゴミを観察しよう」	小学生、15名
8月	リバー・ウォッチング	一般、23名
	木工教室 夏休みの宿題づくり	小学生、20名
9月	ぶなっこ自然教室 炭焼き体験＋バーベキュー	各学校抽選30名＋スポーツ少年団35名 ＋八竜町公民館（炭焼きのみ）、 バーベキュー500円
10月	世界遺産自然観察会 包まれてブナの白神・紅葉鑑賞	一般（全国募集） 3,000円
11月	－	－
12月	ぶなっこ自然教室 ミニ・ツリーを作ろう	小学生、20名
	クリスマス・リースづくり（2回）	一般、30名×2回 1,000円
1月	木工教室 冬休みの宿題づくり	小学生、21名
2月	ぶなっこ自然教室 「雪と遊ぼう」 かんじき、かまくら遊び	小学生、31名
3月	－	－
随時	木工教室 月2回程度	団体の申し込みに応じて
10月（県主催）	林業体験教室 間伐・枝打ち・木工等	70名

資料：町役場での聞き取りにより作成

れも平成5年に募集が開始され、翌6年に発足した事業で、1年ごとの申し込みで、個人3,000円、家族単位では5,000円で、情報誌による年4回の情報提供、入館料の無料化、イベントの参加料の割引などが特典となる。来館者名簿をもとに全国にダイレクトメールで入会を呼びかけ、平成6年度は70組、7年度は48組が入会した。

以上、ぶなっこランドの諸活動について若干詳しくみてきた。こうしたソフト事業は、一般的に言って、建築物などの施設整備と比べてはるかに立ち後れているが、後にもう一度触れるように、白神山地周辺地域でも同様のことが指摘できるのが現状であり、その中

で、町民に対する自然教育、環境教育と一般観光客への指導普及事業を合わせて行う八森町の方式は、地道な活動であるが、自治体の白神への関わり方として今後の一つの方向性を示しているといえる。

なお、町は、「ハードではなく、ソフトで人を呼ぼう」ということで、平成7年度に電源地域産業育成支援事業でエコツーリズムについて検討しており、また、白神山地をフィールドとしてモニタリング、研究を行う一方で、森林科学館とのタイアップによる住民・一般観光客への情報の提供、エコツーリズムの推進等を行い、世界に向けて白神の情報を発信できるような試験研究機関（大学あるいは国立研究機関の出先）の誘致を、一連のソフト事業の要として要望している。

6) 峰浜村

峰浜村は、隣接の八森町とは異なり、沿岸部にありながら農業が中心の村である。世界遺産地域とは村界で接しており、周辺の森林は国有林と沢目財産区有林（昭和30年の町村合併時に旧沢目村有林が移行。2,263ha）で占められている。峰浜村と八森町は、白神山地の周辺地域では例外的に国有林の比率が低い町村だが、峰浜村の場合、898haの国有林は82%を天然林が占めており、財産区有林も、1,020haの公団造林地を除いてはブナを中心とした天然林であり、総じて水沢川の水源地域でもある遺産地域の隣接地は比較的良好な林相の天然林に覆われていた。特に、財産区有林には、「遺産地域に匹敵する」高齢級のブナ林が残されている。

村は、これまで白神山地をめぐる様々な問題にはほとんど関係せず、また、白神山地を利用した地域振興も行っていかなかったのだが、世界遺産登録前後からこの水源地域を意識し出し、平成7年には、「白神山系水沢川源流の森」を林野庁の選ぶ「水源の森」百選に自ら推薦して当選させた。また、グリーンツーリズムの推進などを盛り込んだ「ブナの里づくり構想」を、村民参加の形で策定した。

さらに、自治省の自治体による森林取得を支援する事業（正式名称は、地域環境保全林整備特別対策事業）や林野庁の森林取得と森林空間整備を組み合わせた事業を導入して、財産区有林の村有林化と遊歩道、駐車場等の整備を行い、それらの施設に到達する林道の舗装を進めて（平成8年度～）、この水源を前述の鱒ヶ沢町の「ミニ白神」的な形に開発していく計画である。

ただし、村の構想では、観光レクリエーション関係の各種施設（建築物）は、オートキャンプ場、バンガローなどの宿泊施設も含めて、海岸部の「ポンポコ山公園」に集中し、

奥地の上記「源流の森」や、中間の水沢ダム周辺の環境河川整備（平成5年度～）、農耕地帯にあるハーブ貸農園（平成4年オープン）などは、ポンポコ山公園に滞在した観光客の周遊先として位置付けているようである。

7) ニツ井町

ニツ井町もその町界で遺産地域と接しているが、その接している長さは1kmにも満たない。ニツ井町は、この地域の木材の集散地として、米代川の流送時代から栄えた「木材の町」であるが、町の中心が遺産地域から遠いこともあり、白神山地の一連の問題との関わりは薄かった。したがって、これまで見てきたような周辺町村の開発熱とも一線を画してきたように思われる。それが、ここに至って森林レクリエーション施設の整備に乗り出したのは、町の説明によれば、保育園から高校までの学校における自然教育の場、一般町民が本当の自然に親しめる場を、町内に作りたいという希望の実現のためだった。もちろん、実際には、観光客誘致策という側面も持っていると考えられるだろう。

平成元年の改訂で国有林の保護林制度には新しく「郷土の森」というカテゴリーが生まれたが、ニツ井の例は、秋田営林局管内で3カ所目の「郷土の森」指定だった。平成7年3月に町長と営林局長の間で「郷土の森保存協定」が結ばれ、30年間の期限で町が使用できることになった（継続可）。正式名称は、「ふたつ白神郷土の森」である。現地は、種梅川の源流部、小滝山周辺の195haで、かつて旧種梅村（昭和30年ニツ井町と合併）の住民が慣行的利用を行っていた山である。また、一部は、営林局によって「ブナの森」として整備がなされていた。新しく整備するのは、トイレ、水飲み場、避難小屋、遊歩道、総合案内板、案内標識など最低限の設備で、木はなるべく伐採せずに、「コア部分と同じようなブナ林」を維持する方針である。

平成7年度中に基本設計を終え、8年には実施計画の策定とともに、奥の園地部分の整備に入る予定であり、整備終了後には比較的アクセスに恵まれ、森林の状況も良いことから、多くの入り込みが期待できるだろう。

8) 藤里町

これまでも述べてきたように、藤里町は現在、多くの白神関連と考えられる施設を持っているが、これらの多くは、少なくとも世界遺産登録（平成5年末）以前から計画され、建設されてきたもので、結果として現在の白神ブームに対応できる施設だったという側面が強い。町内のレクリエーション施設は、大きく粕毛川流域に展開するものと、藤琴川流

域に展開するものに分かれる。このうち前者は、2－1での類型分けではアクセス整備型に当たるもので、遺産地域内の展望地点である小岳に至る登山道、駐車場、仮設トイレ等が整備され、下流には、レクリエーション施設が集積されたふるさと自然公園素羽里（一般に、猿ヶ瀬園地と呼ばれる）がある。一方、後者には、ブナ林が残りミニ白神的な位置づけにある岳岱（がくたい）自然観察教育林があり、下流には、公共セクター・第3セクターが作った宿泊施設としては白神山地周辺でもっとも規模が大きい「ホテルゆとりあ藤里」が立地する。

このうち、猿ヶ瀬、岳岱については、昭和50年代の後半に集中して整備されており、施設としては既に老朽化が進みつつある段階にある。猿ヶ瀬の場合、他の市町村の類似施設が整備されてきたことから入込客が減少する傾向にあるため、新しい誘客施設の導入が検討されている。これに対して岳岱の場合は、基本的にこれ以上の開発はせず、自然に触れる場として残す方針である。藤里町の場合、遺産地域は、保全する対象と捉えており、例えば、小岳周辺に施設を集中する考えはない。小岳登山が無理な観光客は、遺産地域と遜色ないブナ林がある岳岱自然観察教育林を利用するように誘導し、保全と利用を明確に分けるという考え方である。

ホテルを初めとする湯ノ沢地区の「ゆとりあ藤里」については、2－3でも扱うのでここでは簡単に述べるに留める。これらの施設は第3セクターの（株）藤里開発公社（資本金1億5千万円、町の出資比率40%）が運営しており、建設費については、ホテルの場合、16億円のうち過疎対策事業債が半分、あと半分は第3セクター自らがふるさと財団、農林公庫、秋田銀行から借り入れている。第3セクターの経営には、町として非常に配慮しており、町役場はなるべく経営には口を出さず、会社にまかせるという方針の元、全国各地で見られた「第3セクター方式による失敗」の事例を繰り返さないように様々な工夫を試みている。なお、ホテルの支配人は、東北地方有数のリゾートである安比から派遣の形で招聘し、当初の1年半の予定を3年間に延長してもらって、ホテル経営のノウハウの吸収に努めている。

なお、ゆとりあ藤里の開発方針が基本的に定まったのは昭和62年度で、今後、リゾートから自然体験型へ世の中の指向が変わっていくという予測と大館能代空港が開港予定という情勢を踏まえ、宿泊施設の建設と特産品開発という方向が打ち出された。「ゆとりあ」の温泉掘削は、平成元年のふるさと創生事業で行われている。

最後にソフト事業について若干触れれば、藤里町では、平成5年に作られた財団法人藤里町観光物産協会（観光協会の機能を果たすとともに、物産の開発・販売やイベントの開

催等を行う）が、白神関係のガイド事業を平成6年度から始めている。ガイド要員には、自然観察指導員の資格を持たせ、1団体（ワゴン車1台分）・1日で、10,000～15,000円で請け負う。したがって、ガイドは無料奉仕ではなく、報酬を得ている。表のように、平成6年度のガイド実績は、83件、のべ1,410人に達しており、八森町のそれと比べても格段に多い。もはや、ボランティア（有償でもボランティアはあり得る）の領域を超え、事業の段階に達していると言った方がよいかも知れない。

もう一つ、藤里町のソフト事業で注目されるのは、「歩く体験博物館」構想である。これは、いわゆるエコ・ミュージアム的な発想で、地質学的、生物学的、歴史文化的に興味深い事象を、町内の豊かな自然の中に点在するポイントを町民あるいは訪問客自らが歩きながら体験し、自然や地域に関する理解を深めることを目標としており、ガイドブックによるセルフガイドを基本とするものである。ハード事業としては、拠点の展示施設、体験施設、歩道、標識・案内板などの整備を図る。

町単で3冊のガイドブックを発行するところまでは進んだが（平成7年）、最近の情勢の変化の中で、様々な省庁がこの構想と関連させうる事業を始めていることから、独自の事業では行わず、様々な補助事業の導入により実現を図るという方針になった。しかし、町長が述べているように、白神の保全のためには、地元の住民が意識を高め、その価値を理解し、自ら守るという意識を持つことが重要だろう。町はそのための試みとして、町民向けに白神山地の保全を考えるシンポジウムを開催するなど努力しているが、この体験博物館構想のような、地道であり経済効果の上がらない試みも、住民の自然に対する意識向上のためには必要ではないかと思われる。

2-3 総合的な比較

2-1の類型区分、2-2の各町村の個別分析を踏まえて、8町村の森林レクリエーション開発について、若干のまとめを行うと以下のようなことがいえる。

1) 開発の規模

白神に関連したレクリエーション施設の開発・整備としては、西目屋、鱒ヶ沢が規模が大きく、藤里も、白神山地のイメージに惹かれて来た訪問客を対象とする施設の規模としては大きい。岩崎も、これからの開発も加えればその投資額は非常に大きい。

このうち、藤里は以前からの開発の蓄積として現在の開発規模があり、岩崎、西目屋も既開発の観光地（十二湖、暗門の滝）の蓄積が大きい。

これに対して、後発の峰浜や二ツ井は、まずアクセスの確保からかからなければならないこともあり、全体の開発規模は小さくならざるを得ない（ただし、林道の改良費、舗装費を加えれば、額はかなり大きくなる）。

2) 施設の類似

施設の内容をみると、計画中のものも含めて、周辺 8 町村で、

宿泊施設 3 カ所、

バンガロー・コテージ 5 カ所、

オートキャンプ場 4 カ所、

展示施設 4 カ所、

と重複するものが多い。

これらが、全て競合するとは限らないが、その危険性は考えられる。リゾートブームの時に、ゴルフ場、スキー場といった同じ施設がどの「リゾート」にもあることに対して「金太郎飴」的という表現が盛んに使われたが、ここではアウトドア・レクの施設の共倒れとなり、荒廃する恐れも否定できない。

3) 導入資金の多彩さ

整備のために導入された資金の出所は、前掲表 3-2-1～3-2-2 でもう一度詳細にみれば明らかだが、林野庁（国有林、一般会計）、農林水産省本省（山振、その他）、水産庁、環境庁、自治省、労働省、科学技術庁、通産省、県単（自然保護課、観光課）、町単（一般財源、起債（一般債、特別債））等と多種多様であり、事実上一つの施設に複数の補助金等が導入されていることも珍しくない。

4) 「ミニ白神」整備型の意義

鯉ヶ沢、峰浜、二ツ井、藤里の「ミニ白神」は、最も森林レクリエーション的色彩の濃い整備であり、資金も林業関係の補助金等が利用されることが多い。遺産地域の一部の地点でオーバー・ユースがみられる状況で、利用圧力の軽減あるいは分散は重要な課題だが、「ミニ白神」の適正な配置は、非常に効果的だと考えられる。

5) ソフト事業の展開不足

ソフト事業は、八森、藤里で盛んで、どちらでもガイド事業（表 3-2-4 参照）が軌道に乗っている。しかし、全体として、乱立気味のハード事業に対して、ソフト事業はあまり展開がみられない。特に、八森の森林科学館のような地域住民を巻き込んだ活動が大切と考えられる。

3 国有林の取組み

3-1 国有林の位置づけ

白神山地周辺地域における森林レクリエーションを考えると、国有林の果たす役割が非常に大きい。ここでは、まず、森林レクリエーション利用の管理をめぐる国有林の位置づけについて若干整理してみたい。

1) 土地所有者としての国有林

遺産地域はもとより、周辺地域でも、森林面積に占める国有林の割合はかなり高い。特に青森県側では、鱒ヶ沢町を除いては、集落周辺の森林以外のほぼ全域が国有林だと言っても過言ではない。特に、レクリエーション利用に適した天然林の分布ということになると、秋田県側の一部を除いてそのほとんどが国有林内に賦存することになる。したがって、様々なレクリエーション利用も、秋田県側も含めて国有林にその対象地の大半を求めることになる。

国有林においては独自にレクリエーション利用の整備ために資金を投下することは非常に難しい。県、市町村との垣根を取り払った一体的な計画樹立・事業実施が望まれる。

2) 実質的管理のためのマンパワーの保有

遺産地域の管理、周辺地域でのレクリエーション事業の運営のためには、マンパワーが必要とされるが、現状では、自然保護指導員等のボランティアを除いては、実際に巡視、指導等ができる常勤の職員は、国有林にしか存在しない。白神山地の場合、秋田側の遺産地域及びその周辺地域における巡視、森林レクリエーション事業、普及・啓発、調査等が専門の藤里森林センターに職員が7名配置されているし、青森側でも所管の3営林署の職員が巡視等を行っている。また、現場の職員ではないが、他省庁、県、市町村との調整のために、両営林局に自然遺産保全調整官が設置されたことも評価すべきだろう。

3-2 両営林局の取組み

両営林局の遺産地域（森林生態系保護地域）に関連した取組みには、表 3-3-1のようなものが挙げられる。

巡視、指導に関しては、青森営林局の場合、基本的に既存の営林署が従来の巡視業務を強化する形で対応することになっている。これに対して、秋田営林局の場合、二ツ井営林署が従来の巡視業務を行うとともに、局直轄の藤里森林センター（平成7年3月設置）が

遺産地域及びそれに隣接する地域等を対象として、重点的な巡視業務を行っているところである。

こうした営林局・署の職員による巡視のほか、両営林局とも民間の強力を得て、ボランティアによる巡視を実施している。青森営林局の場合、今年度（平成7年度）から開始されたもので、「保護巡視員」と呼ばれており、営林署から30人が委嘱されている。また、秋田営林局の二ツ井営林署も「森林保全協力員」6名の委嘱を行っているところである。

表 3-3-1 両営林局による取組み

	青森営林局	秋田営林局
管理体制	・ 営林局普及指導課に、自然遺産保全調整官新設。 ・ 現地では、3 営林署（弘前、鱒ヶ沢、深浦）がそれぞれ対応。	・ 営林局普及指導課に、自然遺産保全調整官新設。 ・ 現地では、二ツ井営林署に加え、営林局直轄の藤里センターが、巡視、森林レクリエーション事業、普及・啓発、調査等を行う。
巡 視	・ 営林署職員による巡視の他に、ボランティア巡視員を3 営林署で計30人、平成7年度から委嘱。	・ 森林センター職員の他に、二ツ井営林署職員も、通常の巡視を実施。 ・ 森林保全協力員（ボランティア）を委嘱（6人）。
観察会・ガイド	・ ガイド付きツアー検討中	・ センターが、公募方式の観察会等5回実施。
調 査	・ 森林総研東北支所による長期モニタリング試験（平成7年度～） ・ クマゲラ生息確認調査（平成7年度～）	・ 森林総研東北支所による長期モニタリング試験（平成8年度開始予定）

4 県の実践

4-1 自然保護課を中心とした実践

これまで述べてきた地元町村、国有林と比べると、県が白神山地の保全、利用の問題において、とるべきスタンスは、それほどはっきりとしているわけではない。ここでは、まず、青森、秋田両県に共通すると思われる、県のこの問題に対するスタンスについて述べておくことにする。

世界遺産地域の管理に関する諸機関の連絡調整を図るため、「地域連絡会議」が置かれているが、この会議の幹事として、県からは次の3課の課長が出ている。つまり、自然保護課、林政課、県教育委員会文化課（県教育委員会は文化庁に代わるものとして位置づけられる）である。このうちで、中心となってこの問題に対応しているのは、両県とも自然保護課である。これは、遺産地域を構成する自然環境保全地域、国立公園を県の自然保護課が所管するためである。そこで、以下では自然保護課の施策を中心にみていくことにする。

表 3-4-1のように、県は、様々な施策を行っているが、県の最も大きな役割としては、遺産地域及び周辺地域の保全・利（活）用の基本計画、実施計画の策定が挙げられる。この点については、今回の調査が目指している「白神山地周辺地域における環境共生型地域整備計画」の内容とも関わるので、若干詳しくみよう。なお、表にあるように、青森県は、既に平成6年度に「白神山地保全・利用基本計画」を策定済みであり、秋田県は、現在、「白神山地世界遺産周辺地域保全・活用計画」を策定中である。

まず、もっとも大きな特徴として挙げられるのは、これらの計画が周辺地域の利（活）用を大変意識していることである。特に秋田県でそれは顕著で、保全・活用計画の策定事業について記した自然保護課資料によれば、「自然環境保全と、世界遺産の名声等を活用した地域振興との調和」、「各市町村の同一志向的活用方法」の「競合」の調整、といった文言が並び、さながら経済部局の振興計画のようである。青森県の場合も、現在策定中の実施計画には、町村が導入を図っている多くの地域振興的施策が列挙されており、それらの調整が大きな目標の一つになっていると考えられる。

また、秋田県の場合、実際の計画手法としては、「行為制限」を伴い、「制度的位置付け」をはっきりさせた「周辺地域の線引き」を意識しており、かなり強力なゾーニングが目指されている。秋田側の遺産地域部分は、コアがむき出しの部分があり、バッファーも薄く、地形的にも面的な利用が不可能なところが多い、という認識を県は持っており、第2バッファーゾーンの部分的部分が必要という考え方で計画を策定している。こうした秋田県の

表 3-4-1 両県（自然保護課等）による取り組み

	青森県	秋田県
計画策定	・「白神山地保全・利用基本計画」（平成6年3月） ・『人間と自然との「調和と永続」をめざして - 白神山地関連事業等の計画と実行- 』（策定中） ・白神山地国設鳥獣保護区設定促進調査（平成7年調査、平成8年指定）	・「白神山地世界遺産周辺地域保全・活用計画」（平成6～8年度策定） - 学識経験者による検討委員会の設置 - 重要ポイントの植生・動物等詳細調査の実施
事業・助成	・白神山地自然観察歩道等整備計画 展望所6カ所、歩道6路線33km ・標識の設置 ・県ビジターセンターの建設（平成9年度完成、西目屋村） ・白神山地保全・利用連絡会議（県庁内28課（室）で構成） ・白神岳トイレ設置（設計中、観光課）	〔・青秋林道の舗装（～平成6年度）〕 ・二ツ森登山口にトイレ設置。小岳、駒ヶ岳登山口周辺に仮設トイレ。 ・関係市町村連絡会議の設置 ・県庁内連絡会議（上記保全・活用計画策定のため）の設置
巡視・指導	・自然保護指導員6名の配置（平成4年度～3名配置、平成7年度～3名増員）	・自然保護指導員の増員（4町村と能代市で平成6～7年度で9名増員し、15名） ・県・市町村合同パトロール、合同一斉パトロール、県パトロール等の実施。 ・白神山地周辺地域関係自然保護指導員・自然公園管理員会議を開催。
普及事業	・白神山地エコツアーの実施 ・シンポジウム、自然保護展等の開催 ・パンフレット、ガイドマップ、ビデオ等の発行	

積極的な関与の姿勢は、秋田県側の海岸沿いの能代、峰浜、八森に、遺産地域に隣接して民有林が存在することが影響していると考えられるが、周辺地域にも多くの森林を抱える国有林との間で今後調整が必要となってくるだろう。

なお、その他の県の業務としては、歩道等の整備、拠点施設（県ビジターセンター等）の建設、巡視・指導員の配置などが挙げられる。このうち前2者のハード施設については青森県の方が積極的であるのに対して、巡視・指導に関しては、秋田県が先行しており、好対照をなしている。

4－2 林務部門の取組み

前にも述べたように、県段階での取組みは自然保護課を中心に行われており、多くの林業関連補助事業が白神関連で導入されている割に、林務部門の影が薄い印象を受ける。

そうした中で、秋田県では、「21世紀に向けての森林の方向を確保するため」、これまで、秋田スギによる林業振興の陰で軽視されてきた広葉樹の再評価を行い、「広葉樹林の整備・活用」と「県民と森林の交流」を図るため、「森と木の国秋田・21世紀の森づくりガイドライン」を平成7年に策定している。また、その地域ごとの展開を図るため、「21世紀の森づくり地域プラン」を流域単位で作成し、具体的な事業の張り付けまで行おうとしている。

さらに、こうした計画を支援する事業として「みどりの絆強化支援事業」が現在検討されている。これは、白神山地周辺エリアを含む4エリアで、各種国庫補助事業の集中的導入と合わせて、「森の案内人」の養成、クラブ結成、体験ツアーの実施等のソフト事業を展開しようというもので、実現すれば、白神に関連した県の林政部門としての総合的な施策となると期待される。

5 森林レクリエーション利用の現状

森林レクリエーション利用の実態を説明するもっとも簡便な方法は、一体、のべ何人日（visitor day）の人が白神山地世界遺産地域及びその周辺部へ入り込んだのかを、年あるいは月、日単位で示すことである。しかし、残念ながら、そうした正確な数字はほとんど存在しない。

したがって、以下の記述は、いくつかの地点の推計値とその他の「多い・少ない」という定性的な観測値に基づいている。なお、実態把握のためには、まず利用者数を正確に簡便に把握するモニタリング・システムの開発が急がれることを改めて認識した次第である。

5-1 特定の展望地点等における登山客等の増加

図 3-5-1により白神山地における、いくつかの代表的な観光レクリエーション地点の入込客数を見よう。日本海側の主要な展望地点である白神岳（岩崎村）、二ツ森（八森町）の場合、入込客数は、平成5年から平成7年までの2年間で5倍以上に増加していることになる。また、内陸の小岳（藤里町）も、今述べた2つの山と比べると増加していないように感じられるが、実は、平成5年の1,020人が平成7年には3,000人へと約3倍に増加している。白神岳、二ツ森と小岳の絶対数の大小の比較はあまり意味を持たないが、いずれの地点でも短期間に入り込みが急増していることは確かだと思われる。特に、シーズン

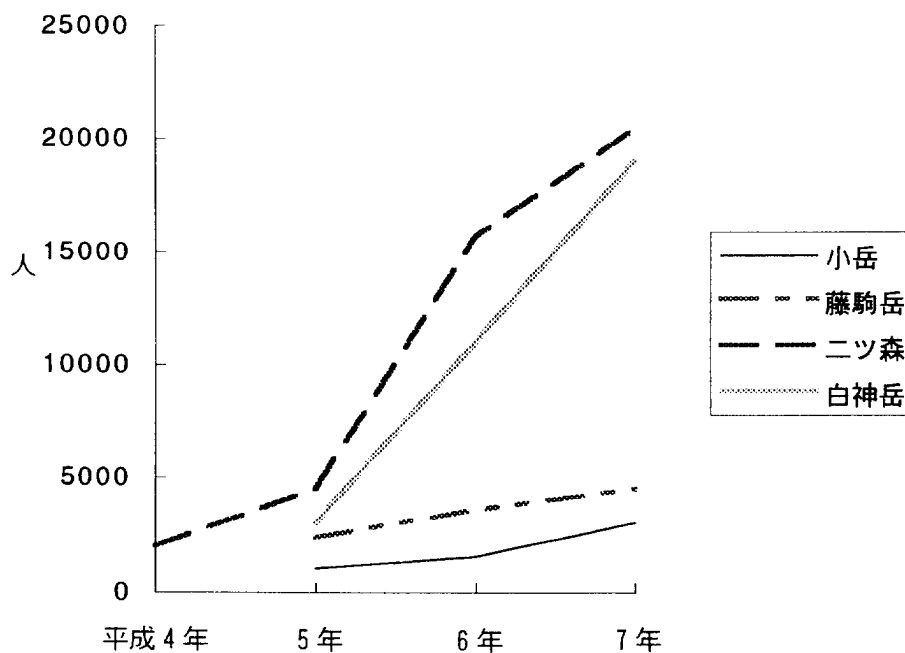


図 3-5-1 白神山地への入込客数の推移
資料：秋田県自然保護課、青森営林局

の土、日曜日には、山頂は登山客であふれる状態とのことである。また、暗門の滝については、統計方法が変更されたため以前と比較ができないが、平成6年には遊歩道のみで4.9万人の入り込みがあった。

以上のような急激な入込客数の増加は、平成5年に白神山地が世界遺産に登録されて以降に起きており、「世界遺産ブーム」の影響と捉えることができる。こうした入り込みの急増に対しては、周到な対策をとらないと、様々な問題を発生させることになる。いわゆるオーバー・ユースの問題である。

白神岳、二ツ森、小岳は、いずれも1,000mを超える山岳であり、山頂部にはハイマツ帯なども出現するため、過剰な登山客の入り込みは、山頂部の裸地化、登山道沿いの植生の破壊などを引き起こす危険性がある。実際、登山道沿いの植生への影響は、少なくとも上記3つの山については、かなり大きいといえる。また、特に山頂部では、便所が設置されていないため、いわゆるトイレ公害も大きな問題となっている。因果関係ははっきりしないが、平成7年の10月には、白神岳山頂近くの水場で大腸菌が検出されている。さらに、残飯、空き缶等のゴミの散乱も目立っているようであり、総じて登山客としてのマナーにける嫌いがある。

なお、暗門の滝については、駐車場から観光地並の歩道（コンクリート）が滝まで整備されており、到達時間が短いこともあってオーバーユースによる問題はほとんど起きていない。ただし、この歩道の一部拡張工事については、貴重な自然を破壊する不必要な開発との批判もある。

5-2 特定の河川における釣り客の増加

白神山地周辺の河川は、以前から一部の釣り人には、魚影の非常に濃い、釣りに適した河川として知られていた。特に、青森県側の赤石川（鱒ヶ沢町）、追良瀬川（深浦町）、秋田県側の粕毛川（藤里町）などは、アユ、イワナなどが非常に多く生息していたようである。しかし、林道の開発等によるアクセスの改善、釣り雑誌等による「穴場」情報の蔓延、オフロード車の普及、そして決定的には白神山地ブームによる「秘境」としてのイメージの一般化により、最近になってその数が飛躍的に増加した。図3-5-2の赤石川溪流への入り込み者も、その大半が釣り客とみられる。

より良い釣り場を求めて源流部にも多くの釣り客が入り込むようになったのが最近の特徴で、遺産地域の核心地域も当然、彼らの標的となっている。彼らは、アクセスの悪い河川の源流部には、比較的アクセスの良い河川沿いから尾根を越えて入り込む（例えば、峰

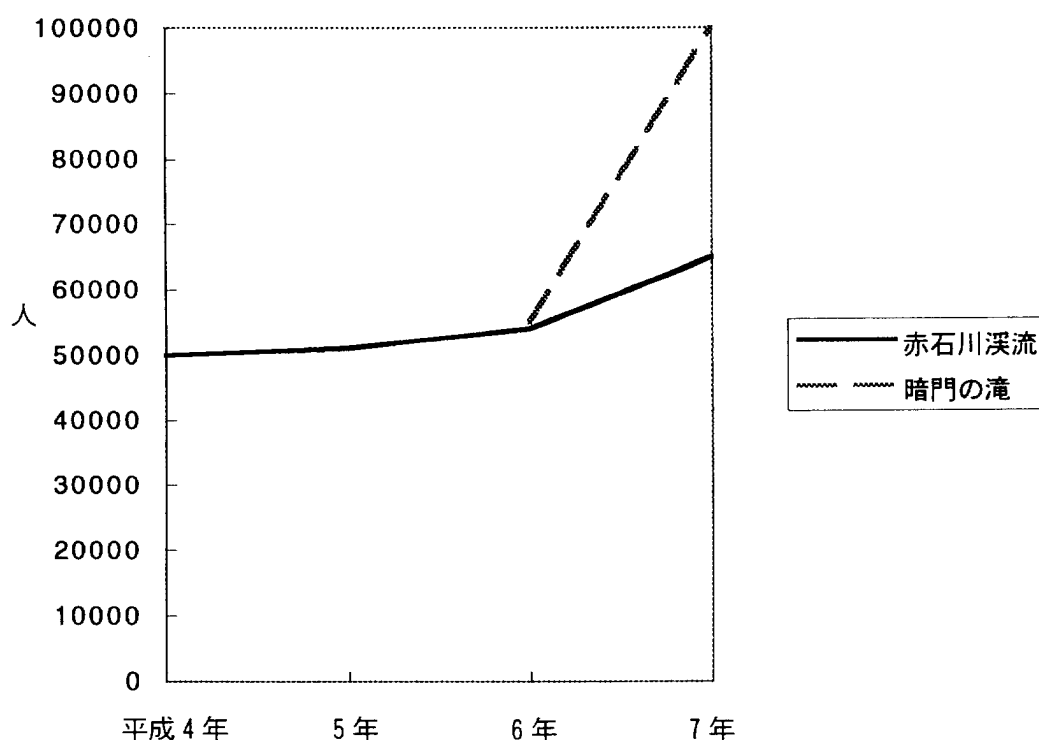


図 3-5-2 白神山地への入込客数の推移（Ⅱ）
資料：青森営林局

浜村側から粕毛川源流部へ、八森町二ツ森から赤石川源流部へ）など、その行動範囲は非常に広い。

こうした釣り客の急増は、直接的には、乱獲による資源の減少という問題を引き起こした。日本自然保護協会の資料によれば、平成5年の時点で、青森県側のイワナの資源量は、最盛期の10分の1になったという。また、ゴミ問題は、5-1で検討した登山の場合のように、特定の場所に集中して発生するのとは異なり、流域に分散して発生しており、対策が非常に立てにくい。

こうした入り込み客の増加に伴う問題への対応として、青森営林局は、平成4年から県道岩崎西目屋弘前線を起点として遺産地域近くまでのびる奥赤石林道の入口を施錠し、一般車の乗り入れを禁止している。これは、車輛の安全確認と併せて、沿線にあるクマゲラの森を保護し、林道の延長線上にある核心地域への入り込みの減少を図るためだった。

5-3 白神山地ブームによる観光客の急増

5-1、5-2で検討したのは、世界遺産地域あるいはそのすぐ近傍への入り込みの状況とその問題点だったが、ここではその外側でのレクリエーション利用について述べる。

従来と比べればアクセスが改善されたとはいえ、やはり直接、遺産地域内あるいはその近傍にまで到達するためには、それなりの体力や時間的余裕あるいは金銭的余裕が必要と

なる。したがって、一般の人々（観光客）は、ほとんどの場合、周辺地域まで到達し、何らかの施設を訪問することで満足せざるを得ない。

一方、地元の側からすれば、これまで検討してきた登山、釣りなどは、ゴミ問題、屎尿問題といったマイナスの影響は与えるものの、経済的効果はそれらの行動自体からはほとんど得られない。地域振興への寄与が大きいのは、ここで扱う、ブームに乗ってやってきた観光客であるといえよう。実際、2節で詳しくみたように、周辺自治体は多くの白神関連の施設を建設あるいは計画しているが、そのかなりの部分は、そうした観光客をターゲットとしたものだった。では、そうした施設の経営を支え得るほどの観光客の入り込みがあったかどうかを、いくつかの施設の経営事例からみよう。

藤里町のホテルゆとりあ藤里は、上述の施設の代表例といえるが、平成6年7月のオープン以来の実績をみると、平成6年度の場合、収入は2億2,000万円（宿泊部門のみ）で、収支は減価償却費4,849万円を差し引き後も黒字を計上した。平成7年度は、収入は2億7,800万円に伸びたものの、経費もかかり、定率の減価償却を行うことが難しくなった。減価償却なしでトントンぐらいとのことである。このように、初年度と比べて若干業績は落ちているが、年間の定員稼働率は、平成6年度が42.8%に対して、7年度も38%に達しており、かなり高い数字を維持しているといえる（東北地方の中規模（31～99室）の国際観光旅館の平均定員稼働率は平成3年度で40.6%である）。これは、実数にすると、平成7年度の場合、年間のべ約1.4万人が宿泊したということであり、観光客誘致の成功例と考えられる。

一方、西目屋村の宿泊施設「白神館」の経営状況をみると、平成7年度は2月までで2,795人の宿泊で定員稼働率は34.9%だった。こちらは、規模としてははるかに小さいが、収支差（企業会計ではない）は平成8年2月末現在で124万円の黒字となっており、まずまずの実績を残したといえる。

また、前述のように、深浦町では、第3セクターによって白神ツアーのマイクロ・バス運行が行われているが、図3-5-3及び表3-5-1のように、参加者数は計32回で、のべ741人に達している。この他に、タクシー等で、弘前市や大鰐温泉方面から県道岩崎西目屋弘前線に沿って観光してくる個人客も相当数いると推測される。こうした、遺産地域そのものに入り込むわけではないが、白神山地を体験したい観光客の増加に伴って、以前から海岸部の観光拠点として旅館等の集積のあった深浦町では、宿泊客の増加がみられる（図3-5-4参照）。

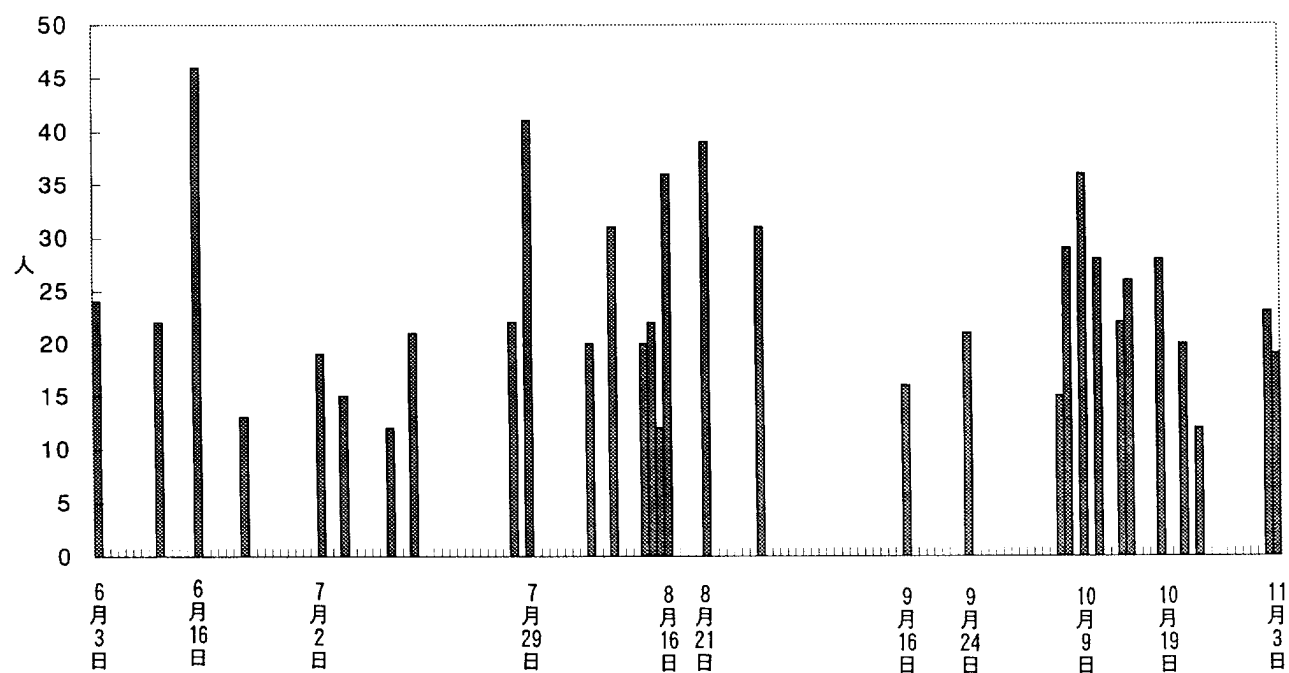


図 3-5-3 ふかうら開発 (株) による白神ツアー実績 (平成7年度)

表 3-5-1 ふかうら開発 (株) による白神ツアー実績 (平成7年度)

		実施団体数	回数 (回)	参加人員 (人)
実施団体 所在地	東京	4	21	514
	大阪	1	7	145
	神奈川	1	1	28
	九州	1	1	22
	その他	2	2	32
実施月	6月	3	4	105
	7月	4	6	130
	8月	3	8	211
	9月	1	2	37
	10月	7	10	216
	11月	1	2	42
総計		9	32	741

注：実施月ごとの実施団体数は、重複している。

資料：ふかうら開発 資料

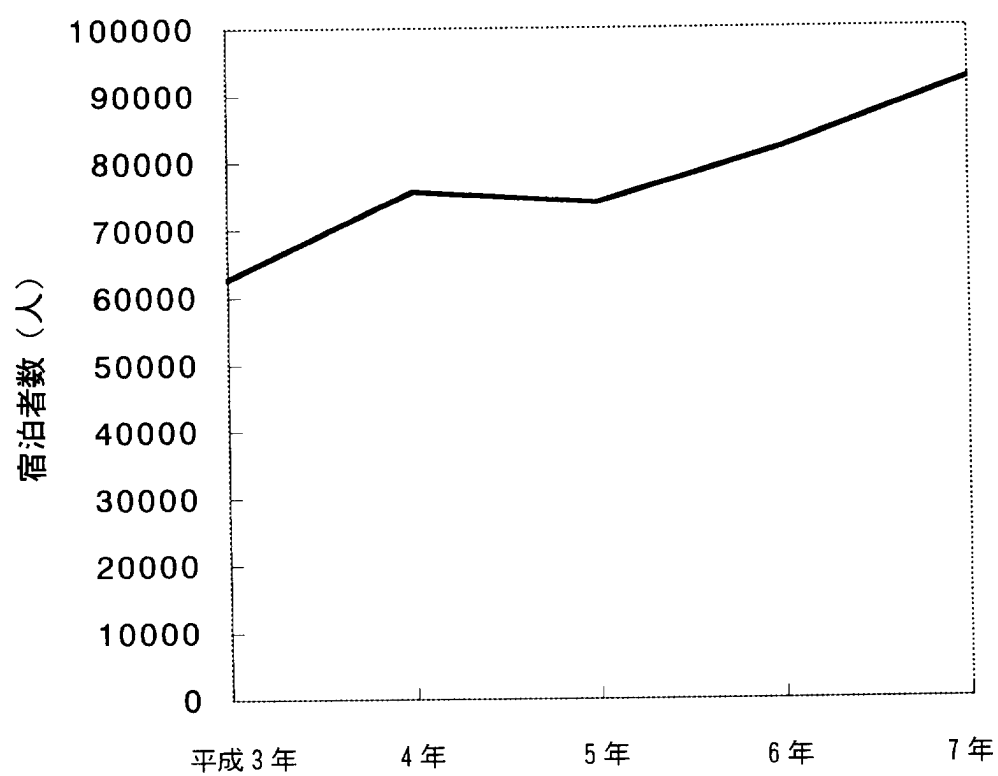


図 3-5-4 深浦町の宿泊者数の推移

6 森林レクリエーション利用・施設整備の問題点

以上のような白神山地周辺地域での森林レクリエーションに関する施設整備と利用の両面からの検討を踏まえ、その問題点を挙げれば、おおよそ以下のようなことがいえる。

6-1 横並び的な施設整備

これまでも幾度か触れたが、施設整備には多くの重複がみられ、効率的な整備、経営の安定化、多様な利用形態の提供などの側面から課題があり、今後地域内部での調整がより重要になってくると考えられる。その際重要なのは、青森、秋田両県内で分断的に調整を行うのではなく、周辺地域が一体的に調整を行うことができるかである。

6-2 一部地点での利用の過剰

オーバー・ユースについては、県、営林局、町村の努力により応急措置的な対策はとられていると思われる。しかし、現時点では、利用の実態が定量的にはほとんど明らかにされておらず、抜本的な対策を考えるためには、あまりにもデータが少ない状況だといえる。早急な、そして総合的な利用実態調査、影響実態調査と、それに基づく各地点での許容開発基準（広義の収容力）の策定が必要と考えられる。

6-3 各関連組織間の連携の不足

現在、世界遺産地域管理計画に基づく「連絡会議」等により、各関係機関は以前と比べればはるかに密接な協議を行うようになってきている。しかし、周辺地域における各種事業に関しては、市町村は県境を越えた情報交換の場がないことから、森林レクリエーションに係る利用状況、施設整備計画等についての連絡調整のフレームをつくるなど、連携強化について検討が必要であろう。

6-4 ソフト事業の不足

現在までのところ、白神山地周辺地域での様々な開発は、「箱もの」と言われる宿泊施設、展示施設などの建築物の建設が主体で、いわゆるソフト事業は、八森町のように実績を上げている町もあるものの、全体的には量的にも質的にも充実しているとは言い難い。周辺地域での森林レクリエーションには、様々な年齢・嗜好を持った入り込み客に対応した各種ガイドの配置、自然観察会等の各種催しの開催などが必要であり、補助金の体系がハード事業偏重であるという障害はあるものの、ソフト事業の全般的な充実が必要である。

第4章 白神山地周辺地域における木材産業の現状

1 東北地方における白神山地周辺地域の木材産業の位置

1-1 青森県

白神山地周辺地域の青森県側は、弘前市、岩木町、相馬村、西目屋村、鰯ヶ沢町、深浦町、岩崎村の1市3町3村であるが、当市町村だけの林材業の動向を明らかにするには統計資料の面からも無理があるし、またこれら市町村に限定して述べるのもあまり意味がない。そこで、ここでは中南農林事務所管内（弘前市、岩木町、西目屋村、相馬村）と西農林事務所管内（鰯ヶ沢町、深浦町、岩崎村）の林材業の動向について述べることにする。なお、森林資源の状況については第1章の2-2で述べられているので、ここでは省略する。

1) 素材入荷量の推移

農林事務所別の樹種別素材入荷量の推移を示したのが、表4-1-1～4-1-2である。中南農林事務所管内の平成4年の素材入荷量は89,530 m^3 であるが、これは昭和55年対比で33.8%の減少である。この落込みの要因は、国有林材の減少（昭和55年→平成4年▲33.2%）と外材の減少（同▲36.2%）であり、民有林材は逆に増加している（7.0%）。なかでも針葉樹材の増加は23.0%を示しており、当管内の針葉樹の主要樹種であるスギ（特に間伐材）の素材生産量の増加を窺うことができる。一方、西農林事務所の素材入荷量は国産材、外材のいずれも減少している（総数で昭和55年→平成4年▲46.5%、国産材▲49.1%、外材▲25.4%）。ただ、外材のなかで米材が伸びているのが特徴である（55.3%）。

こうした推移をたどりながらも、両事務所管内に共通していえることは、今なお素材入荷量に占める国産材のウエイトが高いことである。すなわち、平成4年で中南農林事務所管内で81.8%、西農林事務所管内で84.6%が国産材で占められている。しかし、このなかで国有林材のウエイトが著しく減少しているのが目につく。

2) 素材生産の現状

表4-1-3は、青森県の規模別素材生産業者数と生産量の推移を示したものである。業者数そのものに大きな減少は見られないし、5,000～10,000 m^3 クラスの規模の大きい業者は増加している。また、1業者当たりの生産量、1作業員当たりの生産量は増加しているし、

表 4-1-1 中南農林事務所管内の樹種別素材入荷量

単位：㎡、%

樹種 地域	総数	国産材			外材			
		計	有林		民有	有林		計
			針葉樹	広葉樹		針葉樹	広葉樹	
昭和55	135,250	109,730	73,290	46,040	27,250	36,440	29,140	7,300
昭和60	130,550	94,430	74,500	31,180	43,320	19,930	16,530	3,400
昭和61	122,460	91,100	67,750	29,100	38,650	23,350	20,780	2,570
昭和62	105,480	84,270	63,630	28,700	34,930	20,640	19,760	880
昭和63	110,320	89,110	64,360	24,940	39,420	24,750	23,640	1,110
平成元	105,040	85,100	59,150	25,740	33,410	25,950	25,950	0
平成2	83,800	63,720	45,300	23,380	21,920	18,420	17,900	520
平成3	75,480	61,930	32,070	17,100	14,970	29,860	24,580	5,280
平成4	89,530	73,260	34,280	25,760	8,520	38,980	35,830	3,150
昭和55	100.0	81.1	54.2	34.0	20.2	26.9	21.5	5.4
昭和60	100.0	72.3	57.1	23.9	33.2	15.2	12.6	2.6
昭和61	100.0	74.4	55.4	23.8	31.6	19.0	16.9	2.1
昭和62	100.0	79.9	60.3	27.2	33.1	19.6	18.7	0.9
昭和63	100.0	80.8	58.3	22.6	35.7	22.5	21.5	1.0
平成元	100.0	81.0	56.3	24.5	31.8	24.7	24.7	0.0
平成2	100.0	76.1	54.1	27.9	26.2	22.0	21.4	0.6
平成3	100.0	82.1	42.5	22.7	19.8	39.6	32.6	7.0
平成4	100.0	81.8	38.3	28.8	9.5	43.5	40.0	3.5
昭和55						18.9	9.2	0.7
昭和60						27.7	14.4	—
昭和61						25.6	16.0	—
昭和62						20.1	12.9	0.0
昭和63						19.2	13.2	0.0
平成元						19.0	14.0	0.0
平成2						23.9	20.1	0.0
平成3						17.9	16.1	0.0
平成4						18.2	15.9	0.0
昭和55						9.0	9.0	0.0
昭和60						12.6	12.6	0.7
昭和61						9.6	9.6	0.0
昭和62						7.2	7.2	—
昭和63						6.0	6.0	0.0
平成元						5.0	5.0	0.0
平成2						3.8	3.8	0.0
平成3						1.8	1.8	0.0
平成4						2.3	2.3	0.0

資料：青森県林政課「青森県における木材需給動向と木材業者の現況」。

表 4-1-2 西農林事務所管内の樹種別素材入荷量

単位：㎡、%

樹種 地域	総数	国産材				外国材			
		国		産		材		外	
		計	計	有	林	計	民	有	林
			計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計
昭和55	54,710	48,680	37,080	21,910	15,170	11,600	10,800	800	6,030
昭和60	49,070	40,640	30,650	22,990	7,660	9,900	6,800	3,190	8,430
昭和61	42,230	36,750	28,470	19,010	9,460	8,280	7,950	330	5,480
昭和62	50,580	44,540	32,010	23,620	8,390	12,530	11,570	960	6,040
昭和63	47,200	40,390	24,850	18,500	6,350	15,540	13,680	1,860	6,810
平成元	48,460	41,980	23,920	19,050	4,870	18,060	17,470	590	6,480
平成2	48,020	41,470	27,980	20,870	7,110	13,490	12,760	730	6,550
平成3	37,150	30,720	17,370	14,060	3,310	13,350	12,720	630	6,430
平成4	29,260	24,760	15,770	10,590	5,180	8,990	8,590	400	4,500
昭和55	100.0	89.0	67.8	40.1	27.7	21.2	19.7	1.5	11.0
昭和60	100.0	82.9	62.5	46.9	15.6	20.4	13.9	6.5	17.1
昭和61	100.0	87.0	67.4	45.0	22.4	19.6	18.8	0.8	13.0
昭和62	100.0	88.1	63.3	46.7	16.6	24.8	22.9	1.9	11.9
昭和63	100.0	85.6	52.7	39.2	13.5	32.9	29.0	3.9	14.4
平成元	100.0	86.6	49.3	39.3	10.0	37.3	36.1	1.2	13.4
平成2	100.0	86.3	58.2	43.4	14.8	28.1	26.6	1.5	13.7
平成3	100.0	82.7	46.7	37.8	8.9	36.0	34.3	1.7	17.3
平成4	100.0	84.6	53.9	36.2	17.7	30.7	29.3	1.4	15.4
昭和55									
昭和60									
昭和61									
昭和62									
昭和63									
平成元									
平成2									
平成3									
平成4									

資料：青森県林政課「青森県における木材需給動向と木材業者の現況」。

表 4-1-3 規模別素材生産業者数と生産量（青森県）

単位：業者、㎡、人、㎡/業者、人/業者、㎡/人

区 分	業 者 数 (A)	素 材 生 産 量 (B)	作 業 員 数 (C)	1 業 者 当 たり 生 産 量 (B)/(A)	1 業 者 当 たり 作 業 員 数 (C)/(A)	1 作 業 員 当 たり 生 産 量 (B)/(C)
昭和55年	500㎡未満 500～2,000 2,000～5,000 5,000～10,000 10,000㎡以上	62 (23.2) 106 (39.7) 58 (21.7) 28 (10.5) 13 (4.9)	10,120(1.4) 119,200(16.9) 181,480(25.6) 192,600(27.2) 204,410(28.9)	219 (8.8) 828 (33.2) 648 (26.0) 402 (16.2) 394 (15.8)	3.5 7.8 11.2 14.4 30.3	46.2 143.9 280.1 479.1 518.8
計	267 (100.0)	707,810(100.0)	2,491 (100.0)	2,651	9.3	284.1
昭和60年	500㎡未満 500～2,000 2,000～5,000 5,000～10,000 10,000㎡以上	81 (26.7) 92 (30.4) 57 (18.8) 46 (15.2) 27 (8.9)	11,400(0.9) 106,060(8.8) 165,470(13.8) 329,460(27.4) 589,660(49.1)	382 (15.3) 634 (25.5) 504 (20.2) 493 (19.8) 479 (19.2)	4.7 6.9 8.8 10.7 17.7	29.8 167.3 328.3 668.3 1,231.0
計	303 (100.0)	1,202,050(100.0)	2,492 (100.0)	3,967	8.2	482.4
平成4年	500㎡未満 500～2,000 2,000～5,000 5,000～10,000 10,000㎡以上	68 (26.9) 63 (24.9) 53 (20.9) 49 (19.4) 20 (7.9)	12,260(1.3) 70,440(7.8) 174,450(19.3) 354,990(39.3) 292,010(32.3)	311(16.8) 300(16.2) 485(26.3) 475(25.7) 277(15.0)	4.6 4.8 9.2 9.7 13.9	39.4 234.8 359.7 747.3 1,054.2
計	253(100.0)	904,150(100.0)	1,848(100.0)	3,574	7.3	489.3

資料：「青森県における木材需給動向と木材業者の現況」。

逆に 1 業者当たりの作業員数は減少している。総じて青森県の素材業者は、合理化を進めながら規模を大きくしていることがわかる。

中南農林事務所管内の素材生産業者についてもほぼ同様のことが窺える。すなわち、表 4-1-4 のように、素材業者総数は増加を示しているし、5,000～10,000 m³ クラスの業者も増加している。また、10,000 m³ 以上の大規模素材業者も数のうえでこそ少ないものの、現状を維持している。ところが、西農林事務所管内になると事情は若干異なってくる（表 4-1-5）。素材業者数が減少傾向にあるし、10,000 m³ 以上の大規模業者は平成 3 年以降皆無である。

このように、中南農林事務所管内では素材生産業者がいまだにそれなりの力をもっていることがわかるが、これらの素材業者の存立基盤が国有林であることは容易に想像できる。例えば、弘前市のある大手の素材業者は年間 20,000 m³ 以上に達する素材生産を行っているが、全体の 8 割強が営林署の請負生産である。

民間の素材生産業者と並んで素材生産の一翼を担っているのが、森林組合の行う素材生産つまり林産事業である。森林組合は、中南農林事務所管内に 2 組合（弘前地方森林組合、浪岡町森林組合）、西農林事務所管内に 3 組合（鱒ヶ沢森林組合、深浦町森林組合、岩崎村森林組合）あり、それら森林組合の林産事業は、表 4-1-6 及び表 4-1-7 に示したとおりである。一言でいえば、弘前地方森林組合を除けば、残り 4 組合の林産事業量は極めて弱いといえる。

3) 製材業の現状

中南農林事務所管内及び西農林事務所管内の出力階層別製材工場数、素材消費量別製材工場数は、表 4-1-8～4-1-9 に示すようになっている。中南農林事務所管内では出力数 37.5～75.0 Kw、素材消費量 2,000～5,000 m³ の工場が最も多く、西農林事務所管内では素材消費量 500 m³ 未満の小規模製材も少なくない。

製品の出荷先をみると（表 4-1-10）、次のような特徴点が指摘できる。

- ㊦ 中南農林事務所管内では針葉樹（ここではスギと考えてさしつかえない）製品の県外出荷の割合が高い（大部分が東京・首都圏の製品市売市場）。
- ㊧ 西農林事務所管内の針葉樹（スギが大部分）製品の出荷先は地元のウエイトが高い。
- ㊨ 西農林事務所管内では広葉樹製品の割合が相対的に高く、県外出荷が多い。

表 4-1-4 中南農林事務所管内の素材生産規模別素材業者数の推移

単位：業者、%

年		総 数	300 m ³	300	500	1,000	2,000	5,000	10,000
			未 満	～ 500	～ 1,000	～ 2,000	～ 5,000	～ 10,000	m ³ 以 上
実 数	昭和55	27	2	2	7	3	10	2	1
	昭和60	36	3	1	3	10	10	4	5
	昭和61	35	5	1	7	8	9	3	2
	昭和62	33	3	1	8	6	9	3	3
	昭和63	29	3	1	5	6	6	6	2
	平成元	28	2	1	5	5	8	3	4
	平成 2	27	1	1	4	7	8	2	4
	平成 3	30	1	1	6	5	8	6	3
平成 4	30	0	2	3	5	7	10	3	
構 成 比	昭和55	100.0	7.4	7.4	25.9	11.1	37.1	7.4	3.7
	昭和60	100.0	8.3	2.8	8.3	27.8	27.8	11.1	13.9
	昭和61	100.0	14.3	2.9	20.0	22.8	25.7	8.6	5.7
	昭和62	100.0	9.1	3.0	24.2	18.2	27.3	9.1	9.1
	昭和63	100.0	10.4	3.4	17.2	20.7	20.7	20.7	6.9
	平成元	100.0	7.1	3.6	17.9	17.9	28.5	10.7	14.3
	平成 2	100.0	3.7	3.7	14.8	25.9	29.7	7.4	14.8
	平成 3	100.0	3.3	3.3	20.0	16.7	26.7	20.0	10.0
平成 4	100.0	0.0	6.7	10.0	16.7	23.3	33.3	10.0	

資料：「青森県における木材需給動向と木材業者の現況」。

表 4-1-5 西農林事務所管内の素材生産規模別素材業者数の推移

単位：業者、%

年		総 数	300 m ³ 未 満	300 ～ 500	50 ～ 1,00	1,000 ～ 2,000	2,000 ～ 5,000	5,000 ～ 10,000	10,000 m ³ 以 上
実 数	昭和55	36	8	2	4	12	8	0	2
	昭和60	35	10	1	6	10	5	2	1
	昭和61	29	9	4	3	6	4	2	1
	昭和62	29	10	3	2	5	6	3	0
	昭和63	32	12	3	3	5	6	3	0
	平成元	32	12	3	3	6	5	2	1
	平成 2	30	7	5	4	8	4	1	1
	平成 3	25	4	3	5	5	6	2	0
平成 4	20	4	4	3	3	3	3	0	
構 成 比	昭和55	100.0	22.2	5.6	11.1	33.3	22.2	0.0	5.6
	昭和60	100.0	28.6	2.8	17.2	28.6	14.3	5.7	2.8
	昭和61	100.0	31.0	13.8	10.4	20.7	13.8	6.9	3.4
	昭和62	100.0	34.5	10.3	6.9	17.3	20.7	10.3	0.0
	昭和63	100.0	37.5	9.4	9.4	15.6	18.7	9.4	0.0
	平成元	100.0	37.5	9.4	9.4	18.8	15.6	6.2	3.1
	平成 2	100.0	23.4	16.7	13.3	26.7	13.3	3.3	3.3
	平成 3	100.0	16.0	12.0	20.0	20.0	24.0	8.0	0.0
平成 4	100.0	20.0	20.0	15.0	15.0	15.0	15.0	0.0	

資料：「青森県における木材需給動向と木材業者の現況」。

表 4-1-6 中南農林事務所管内の森林組合の林産事業量の内訳

単位：㎥、千円、円

材 種 組合名	一 般 用 材			パ ル プ 材			そ の 他		
	数 量	金 額	単 価	数 量	金 額	単 価	数 量	金 額	単 価
弘前地方	12,511	205,685	16,440	—	—	—	—	—	—
浪岡町	2,159	32,767	15,177	—	—	—	—	—	—
合 計	14,670	238,452	16,254	—	—	—	—	—	—

資料：「青森県の森林組合」。

注：平成5年3月末日現在の数値。

表 4-1-7 西農林事務所管内の森林組合の林産事業量の内訳

単位：㎥、千円、円

材 種 組合名	一 般 用 材			パ ル プ 材			そ の 他		
	数 量	金 額	単 価	数 量	金 額	単 価	数 量	金 額	単 価
鰺ヶ沢	—	—	—	—	—	—	—	—	—
深浦町	—	—	—	—	—	—	1	105	105,000
岩崎村	1,000	4,000	4,000	—	—	—	250	38,220	152,880
合 計	1,000	4,000	4,000	—	—	—	251	38,325	152,689

資料：「青森県の森林組合」。

注：平成5年3月末日現在の数値。

表 4-1-8 出力階層別製材工場数

単位：工場、人

農林事務所	中 南		西	
出力階層別	工場数	1 工場 当たり 従業員	工場数	1 工場 当たり 従業員
22.5Kw 未満	0	0	2	2.0
22.5～ 37.5	7	4.3	2	3.5
37.5～ 75.0	16	6.9	7	8.0
75.0～150.0	7	9.0	3	7.0
150.0～	2	12.0	0	0
合 計	32	7.1	14	6.3

資料：「平成 5 年度青森県における木材需給
動向と木材業者の現況」。

表 4-1-9 素材消費量別製材工場数

単位：工場、人

農林事務所	中 南		西	
素材消費量別	工場数	1 工場 当たり 従業員	工場数	1 工場 当たり 従業員
500㎡ 未満	4	2.0	4	2.3
500～ 1,000	2	6.5	1	4.0
1,000～ 2,000	7	5.0	2	7.0
2,000～ 5,000	17	8.8	6	7.0
5,000～10,000	1	15.0	1	19.0
10,000㎡ ～	1	6.0	0	0
合 計	32	7.1	14	6.3

資料：「平成 5 年度青森県における木材需給
動向と木材業者の現況」。

表 4-1-10 製品出荷先別出荷量

単位：面、%

区分	合 計			地 元 郡 市 内			地 元 以 外 の 県 内			県 外		
	計	針葉樹	広葉樹	外 材	計	針葉樹	広葉樹	外 材	計	針葉樹	広葉樹	外 材
実 数	56,290	41,430	5,390	9,470	20,750	12,790	280	7,680	3,350	2,050	1,080	220
	20,460	13,860	3,060	3,540	11,790	8,340	240	3,210	2,060	1,730	0	330
	485,120	237,320	24,200	223,600	223,220	97,860	2,080	123,280	77,130	35,820	2,460	38,850
構 成 比	100.0	73.5	9.6	16.9	36.9	22.7	0.5	13.7	5.9	3.6	1.9	0.4
	100.0	67.7	15.0	17.3	57.6	40.7	1.2	15.7	10.1	8.5	0.0	1.6
	100.0	49.0	4.9	46.1	46.0	20.2	0.4	25.4	15.9	7.4	0.5	8.0
									57.2	47.2	7.2	2.8
									32.3	18.5	13.8	0.0
									38.1	21.4	4.0	12.7

資料：「平成5年度青森県における木材需給動向と木材業者の現況」。

1-2 秋田県

白神山地周辺地域の秋田県側の市町村は、能代市、八森町、峰浜村、藤里町、二ツ井町の1市3町1村であり、行政管轄区域は全て山本農林事務所管内に属する。

秋田県は、戦前からわが国の代表的なスギの製材産地であり、能代市はその中心であった。また、能代市を河口にもつ米代川流域の中流には大館市が位置し、ここも有数のスギ材産地であるとともに、広葉樹製材加工業も立地している。

ここでは統計数値を拾える範囲では当該市町村まで言及するが、そのほかは山本農林事務所管内あるいはもう少し幅を広げて米代川流域の下流という視点から林材業の現状について述べることにする。なお、米代川流域下流には、白神山地周辺地域関連市町村のほか、山本農林事務所管内に属する山本町、琴丘町、八竜町のほか南秋田郡と男鹿市を含んでいる。

1) 素材入荷の現状

当地域の素材入荷量を表 4-1-11 に示す。製材用素材は、能代市、二ツ井町、藤里町に入荷されており、特に能代市には 128,700 m³が入荷され、その7割弱が国産材である。二ツ井町の入荷量は63,200 m³で、そのうち6割が国産材、藤里町の場合は大部分が国産材である。

2) 素材生産の現状

素材生産業者数の内訳は、表 4-1-12 に示すようになっている（秋田県には素材業者に関する資料が極めて少ないので、階層別素材業者の実態を明らかにすることは難しい）。

山本農林事務所管内には、山本北部、二ツ井町、八森町、山本南部、藤里町の5つの森林組合があったが、地域林業の担い手になるべく平成6年12月に広域合併により白神森林組合となった。その概要は表 4-1-13 のとおりである。合併後の林産事業量の目標は6,500 m³であるが、その中味は国有林の間伐生産の請負が中心であり、目標には達していないのが実状である。

3) 製材業の現状

山本農林事務所管内における製材業の現状は、表 4-1-14 のようになっている。素材入荷量の69.1%が針葉樹占められている。この針葉樹が国産材（ここでは大部分がスギ）であることは表 4-1-15 から窺える。すなわち、総工場数75の72.2%に当たる52工場が国

表 4-1-11 製材用素材入荷量の内訳

単位：百 m³

市 町 村	合 計	国 産 材			外 材				
		計	針葉樹	広葉樹	計	南洋材	米 材	北洋材	その他
能 代 市	1,287	894	894	0	393	145	228	16	4
二ツ井町	632	380	380	—	252	—	252	—	—
八 森 町	x	x	x	—	—	—	—	—	—
藤 里 町	88	82	82	—	6	1	5	—	—
峰 浜 村	x	x	x	—	—	—	—	—	—

資料：「平成 6 年度版・木材需給と木材・木工業」。

表 4-1-12 素材生産業者数

市 町 村	業者数 (人)	従 業 者 数 (人)	素 材 取 扱 量 (m ³)
能 代 市	16	482	86,546
二ツ井町	16	176	62,937
八 森 町	1	5	100
藤 里 町	7	57	20,719
峰 浜 村	3	13	1,180
計	43	733	171,482

資料：山本農林事務所「平成 7 年度
業務概要」。

注：平成 6 年度の数値。

表 4-1-13 白神森林組合の概況

森林面積 (ha)		組合員 員 数 (人)	払 込 済 出 資 金 (千円)	役 職 員 数 (人)			労務班(班、人)	
地区内	組合員			理 事	監 事	職 員	班 数	員 数
48,106	34,181	5,004	163,208	53	16	41	20	90

資料：山本農林事務所「平成 7 年度業務概要」。

表 4-1-14 山本農林事務所管内の製材業の現況

単位：工場、人、Kw、m³

工場数	従業 者数	出力数	素 材 入 荷 量			
			総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	外 材
75	797	9,576	229,770	158,773	6	70,991

資料：秋田県林務部「平成6年度版木材需給と木材・木工業」。

表 4-1-15 山本農林事務所管内の類型別製材工場と用途別出荷量

単位：工場、m³

入 荷 割 合 別 工 場 数					用 途 別 出 荷 量			
総 数	国産材 のみ	国産材 が主	外 材 が主	外 材 のみ	総 数	建築用	家具 用 建具	その他
75	52	4	11	8	161,759	125,609	10,976	25,174

資料：秋田県林務部「平成6年度版木材需給と木材・木工業」。

産材専門工場である。また、用途別製材では建築用が全体の77.7%を占めている。

こうした製材品の出荷先は表 4-1-16 のように、秋田県内（53.7%）、関東（26.0%）、その他（16.5%）、秋田を除く東北（3.8%）の割合になっている。

表 4-1-16 山本農林事務所管内の製材工場の製品出荷先

単位：m³、%

合 計	秋 田	秋田を 除く 東 北	関 東	その他
145,526	78,125	5,486	37,883	24,032
100.0	53.7	3.8	26.0	16.5

資料：秋田県林務部「平成6年度木材需給と木材・木工業」。

2 広葉樹材の生産・加工・流通の現状

2-1 ブナの利用の変遷

戦前から戦後にかけてブナは樵と書き、「木で無い」とされてきた。例えば、明治期におけるブナの評価は次のようなものであった。すなわち、「ぶなハ我國温帯森林中ニ繁殖スル樹木ニシテ其占領区域甚廣ク之レガ蓄積從テ大ナリ輒近工業ノ新興ト交通機関ノ發達ニ伴ヒ各種木材の用途日ニ増進スルニ拘ラズ本材ノ需要額ハ其ノ森林蓄積ニ比シ頗ル僅少ニシテ深山中空シク陳々相依ノ状ヲ呈スルハ世人ノ既ニ熟知スル所ナリ。蓋シぶな材ガ今日ニ至ルモ未ダ木材市場ニ相當ノ位置ヲ占メ得ザルハ其郷土ノ多クハ運搬不便ノ地ニアリ之レカ運賃ニ多額ヲ要スルニ拘ハラズ市場ニ於ケル材價ハ比較的低廉ナル」（農商務省山林局編纂『木材ノ工藝的利用』、明治45年3月）ものであった。

当時はブナの蓄積も多く、昭和元（1926）年の内地の広葉樹蓄積56千万㎡のうち、ブナは国有林だけで11千万㎡も占め、その蓄積量はスギの3倍に達し、こうした死蔵資源の有効利用は「すぐれて国有林事業の課題であった」（浜田宗男「鋸から製材機械への道－その日本の特色の一端－」、『森林文化研究』第5巻、昭和59年、197頁）。

国有林が本格的にブナの利用開発に乗り出すのは昭和初期からである。すなわち、昭和5（1931）年に群馬県の後閑営林署管内に営林局が15馬力の山元製材工場を設立して、ブナ材の利用開発（床板、腰羽目板）に着手した。その後も国有林野事業直営のブナ製材工場が増設され、昭和14（1939）年には全国で75工場が稼働し、ブナの原木消費量も17万㎡に達した。例えば、現在では廃業してしまったが、秋田県阿仁町のO木材興業もその系譜に属するもので、その起源は昭和11（1936）年のブナの利用開発（フローリング）を目的として設立された営林署直営の簡易製材所に遡る。それが戦後昭和23（1948）年に払い下げられ、翌24（1949）年にO木材興業として発足した。

ところで、ブナの有効利用技術の開発にとって障害となったのは、木材としてのブナがもつ固有の欠点であった。その欠点を列記すると以下ようになる（前掲『木材ノ工藝的利用』）。

- ①弾力及負担力小ナリ
- ②材重クシテ粗材ハ勿論製品トナスモ運搬費ヲ多クス
- ③往々材中ニ偽心材ヲ生ジ用材トナスニ適セズ且薬液ノ注入ヲ受ケズシテ鐵道枕木ニ適セザルヲ以テ用材率ヲ小ナラシム
- ④乾燥極メテ遅緩ナルヲ以テ伐木造材又ハ製材後注意ヲ加ヘザレバ腐朽ヲナスト少ナカラズ

- ⑤林中壯木少クシテ老木多ク節其他ノ欠点少ナカラズヲ以テ用材率甚ダ少ナリ
- ⑥鉋削ノマ、ニテハソゲ立チ易ク材面ニ光澤ヲ生ゼズ
- ⑦水分ヲ吸収スルコト甚シク膨張収縮大ニシテ乾割レ入り易キヲ以テ狂ヒ甚大ナリ
- ⑧材の堅キニ比シ質脆クシテホゾ及釘ノキキ悪シ
- ⑨十分乾燥セシメタルモノト雖モ之ヲ乾湿ノ変化アル場所ニ用フルトキハ忽チ腐朽ス

こうした欠点なかでも、特に④の欠点を克服するためには、人工乾燥技術の確立が不可欠であり、ブナの有効利用の歴史は、人工乾燥技術開発の歴史といっても過言ではない。また、②の難点の克服については山元に工場を設立し、できるだけ伐出コストの低減を図った。

こうした国有林の開発事業は一定の効を奏し、終戦まで各地に人絹パルプ工場や木製飛行機用材（合板）加工工場などが設立された。つまり、「木で無い」と侮蔑されたブナを有効利用し、社会に役立つ樹種とするため国有林や地元業界も懸命に努力を続けたのであった（ブナの利用の変遷は表 4-2-1参照）。

戦前におけるブナ利用技術の開発の担い手が国有林であったとすれば、戦後のそれは民間の合板会社であったといえる。すなわち、岩手県の刈屋合板(株)がエッジグルー方式と称する単板のハギ目接着によって、湿温変化にも狂いを生じない製造技術を開発して以来、ブナ合板は本格的な輸出品目になった。その後、ラワンの輸入によってブナ合板の市場は狭隘化するなどの窮状があったものの、ともかく昭和40年頃、ようやくブナの利用が全面開花するに至ったのである。そのブナの用途は表 4-2-2のように多岐にわたっている。

2-2 ブナ材の生産・販売の実態

1) ブナ資源の賦存状況

表 4-2-3は、全国のブナ林（天然林）の面積と、そのうちの国有林の占める割合を示したものである。同表から次のことがいえる。

すなわち、①東北は、全国のブナ林総面積の6割強のシェアを占め、第2位（北陸）、第3位（北海道）を大きく引き離している。②東北のブナ林の98.4%が国有林である。

次に、東北各県のブナ林（天然林）面積の内訳をみると表 4-2-4のようになり、青森県、秋田県は、それぞれ17.6%、秋田県19.3%を占めている。

2) ブナ材の生産動向

ブナ材が本格的に利用されるようになったのは昭和40年代に入ってからである。そこで、

表 4-2-1 ブナの利用の変遷

1881	(明治14)	年	下駄のカシ歯代用としてブナが使用され始める。
1894	(明治27)	年	こうもり傘の握りや草履の裏板にブナが利用される。
1904	(明治37)	年	陸軍で銃床用として使用研究したが失敗。
1930	(昭和5)	年	ブナ材利用開発のため東京営林局後閑営林署管内法師に15馬力の山元工場を設立。
1931	(昭和5)	年	法師工場の拡張(15馬力から75馬力へ)と人工乾燥設備。
1935	(昭和10)	年	農林省、東京、大阪に国有林産物販売所設置。ブナを中心に官営工場の広葉樹製品の販売を行う。
1939	(昭和14)	年	国有林直営のブナ製材工場の増設続く。75工場。ブナ原木消費量17万m ³ 。
1940	(昭和15)	年	ブナを原料としたパルプ製造を目的に東北振興パルプ工業(株)が秋田と石巻に工場操業開始。
1941	(昭和16)	年	銃床材としてのブナ材の使用が積極的に進出。
1942	(昭和17)	年	木製飛行機用ブナ単板製造のため合板工場がブナ産地に移動。
1948	(昭和23)	年	南洋材丸太の輸入再開。ブナ合板の後退。
1951	(昭和26)	年	南洋材丸太輸入漸増。国産広葉樹丸太の不振。
1953	(昭和28)	年	国有林はラワンと競争できるブナ丸太処分価格の調査開始。
1956	(昭和31)	年	全国ぶな材協会創立。
1964	(昭和39)	年	ブナ輸出合板440万m ³ 、全輸出合板の約5%。

資料：『林業技術史第5巻・木材加工編、林産化学編』。

表 4-2-2 ブナの用途

材長(m)	径級(cm)	用 途
2.1	28以下	家具用材、土木用材、枕木、民芸品、玩具、シイタケ種駒、刷毛材
	30~48	家具用材、コタツヤグラ(電気コタツ)、テレビキャビネット、器具材(スリコギなど)、集成材コア
	50以上	家具用材、合板挽板

出所：中山哲之助編著『広葉樹用材の利用と流通』。

表 4-2-3 地域別ブナの面積（天然林）と国有林率

単位：ha、%

地 域	面 積 (A)	対全国 シェア	国有林 面 積 (B)	国 有 林 率 B/A
北 海 道	90,654	10.5	90,654	100.0
東 北	522,899	60.8	514,501	98.4
北 陸	136,882	15.9	118,614	86.7
関東・東山	58,397	6.8	51,370	88.0
東 海	34,499	4.0	24,765	71.8
近 畿	2,729	0.3	2,363	86.6
中 国	5,531	0.6	5,070	91.7
四 国	5,890	0.7	5,890	100.0
九 州	2,985	0.3	2,983	99.9
沖 縄	0	0.0	0	0.0
合 計	860,460	100.0	816,210	94.9

資料：「1990年世界農林業センサス・第15巻・
林業総合統計報告書」。

注：上記センサスには、沖縄県の民有林・天然林・
広葉樹にブナが10,303ha掲上されている。しか
し、これはスダジイ（イタジイ）であることを
確認したため、本表では0haに修正した。

表 4-2-4 東北各県のブナ林（天然林）面積

単位：ha、%

県 別	面 積	割 合
青 森	92,077	17.6
岩 手	71,726	13.7
宮 城	38,484	7.4
関秋田	100,809	19.3
山 形	136,015	26.0
福 島	83,788	16.0
合 計	522,899	100.0

資料：「1990年世界農林業セ
ンサス・第15巻・林業
総合統計報告書」。

昭和40年以降の東北のブナ材（国有林）の生産量の推移を示すと表 4-2-5のようになる。
特徴を整理すると以下ようになる。

- ㊦ 総生産量は昭和40年に 646千 m^3 あったが、昭和46年の 766千 m^3 をピークに以後減少の一途をたどり、平成元年には 241千 m^3 にまで減少している（対昭和40年減少率62.7%）。
- ㊧ 昭和40年当時、東北の総生産量に占める割合は秋田県が3割強で最も大きかったが、平成元年では17.0%にまでダウンしている。山形、福島両県も同様の傾向にある。
- ㊨ これに対して、青森、岩手の両県は、総生産量に占める割合が、昭和40年時点に比較して増加している。

3) ブナ材の販売形態

前にも触れたように、東北のブナ材の大部分は国有林材である。そこで、秋田、青森両県の国有林のブナ材の販売の特徴についてみておこう。両者には販売形態に大きな違いがある。すなわち、秋田県（秋田営林局管内）ではブナ材の素材（丸太）での公売はほとんどなく、ほぼ 100%立木販売（随契）である。これに対して青森県（青森営林局管内）は素材の公売が行われている。

ここで、秋田営林局管内二ツ井営林署の事例で、ブナ材の生産販売の実態を紹介すると次のようになる。

二ツ井営林署は、平成7年に藤里営林署と合併したが、ブナは旧藤里営林署管内における天然秋田スギの伐採に伴って出材されるケースが大部分である。つまり、ブナの一斉林からの出材ではなく、スギ林に混交しているもので、一斉林に比較して材質は悪い（生長過程において、スギとの競争に負けるためで、曲がりなどが多い）。

ブナの品等区分はⅠ類（家具用材などの一般材）、Ⅱ類（パルプ・チップ用）、Ⅲ類（薪炭用）に分かれている。Ⅰ類は1から4等に分かれるが、その仕訳区分は径級及び長級である。

ブナは公売に付されるものではなく、地域の木材産業育成のため随契に付される。随契は、玉切りにした丸太（2 m10cm）で、径級別に仕訳したあと、山土場で渡される。

昨年度の予定数量は約 1,000 m^3 で、このうち3割がⅠ類として秋田県の業界団体に払い下げられている。残り7割のⅡ類は鷹巣町、森吉町、鹿角市の県内の3業者へ販売されている。

4) ブナ材の公売状況

秋田営林局管内ではブナの素材公売が皆無に近いことは、勢いブナ材の製材・加工業者

表 4-2-5 東北地域における国有林のブナ素材生産量の推移

単位：千㎡、%

年 度		総 数	青 森	岩 手	宮 城	秋 田	山 形	福 島	
実 数	昭和40	646	90	116	44	198	117	81	
	41	686	93	137	46	215	123	72	
	42	674	93	123	51	224	112	71	
	43	662	100	118	50	206	114	74	
	44	638	84	119	42	210	114	69	
	45	728	111	136	33	225	144	79	
	46	766	129	145	45	231	140	76	
	47	699	114	150	50	204	105	76	
	48	619	117	136	41	169	101	55	
	49	445	97	107	29	115	49	48	
	50	519	120	113	29	141	53	63	
	51	629	136	149	54	153	74	63	
	52	578	106	139	49	154	69	61	
	53	559	131	134	39	139	57	59	
	54	518	94	129	39	131	68	57	
	55	—	—	—	—	—	—	—	
	56	451	96	112	41	110	46	46	
	57	481	104	128	51	110	49	39	
	58	456	86	133	47	95	47	48	
	数	59	398	108	107	35	71	27	50
60		406	108	132	34	70	25	37	
61		349	89	117	29	57	20	37	
62		321	86	105	26	49	18	37	
63		290	90	87	29	41	14	29	
平 元		241	77	69	20	41	12	22	
構 成 比		昭和40	100.0	13.9	18.0	6.8	30.7	18.1	12.5
		41	100.0	13.6	20.0	6.7	31.3	17.9	10.5
	42	100.0	13.8	18.3	7.6	33.2	16.6	10.5	
	43	100.0	15.1	17.8	7.6	31.1	17.2	11.2	
	44	100.0	13.2	18.6	6.6	32.9	17.9	10.8	
	45	100.0	15.2	18.7	4.5	30.9	19.8	10.9	
	46	100.0	16.8	18.9	5.9	30.2	18.3	9.9	
	47	100.0	16.3	21.4	7.2	29.2	15.0	10.9	
	48	100.0	18.9	22.0	6.6	27.3	16.3	8.9	
	49	100.0	21.8	24.1	6.5	25.8	11.0	10.8	
	50	100.0	23.1	21.8	5.6	27.2	10.2	12.1	
	51	100.0	21.6	23.7	8.6	24.3	11.8	10.0	
	52	100.0	18.3	24.1	8.5	26.6	11.9	10.6	
	53	100.0	23.4	24.0	7.0	24.9	10.2	10.5	
	54	100.0	18.2	24.9	7.5	25.3	13.1	11.0	
	55	100.0	—	—	—	—	—	—	
	56	100.0	21.3	24.8	9.1	24.4	10.2	10.2	
	57	100.0	21.6	26.6	10.6	22.8	10.2	8.2	
	58	100.0	18.9	29.2	10.3	20.8	10.3	10.5	
	59	100.0	27.1	26.9	8.8	17.8	6.8	12.6	
比	60	100.0	26.6	32.5	8.4	17.2	6.2	9.1	
	61	100.0	25.5	33.5	8.3	16.4	5.7	10.6	
	62	100.0	26.8	32.7	8.1	15.3	5.6	11.5	
	63	100.0	31.0	30.0	10.0	14.2	4.8	10.0	
	平 元	100.0	32.0	28.6	8.3	17.0	5.0	9.1	

資料：「木材需給報告書」。

注：昭和55年及び平成2年以降は計上なし。

は青森営林局管内の素材公売に依存する度合いを深めることは容易に想像できる。その辺の状況について、青森営林局管内の主な営林署の公売結果から考察してみよう。

最初に、弘前営林署のブナ材（一部他樹種を含む）公売結果のデータを2つ示す（表 4-2-6～4-2-7）。表 4-2-6の公売では、岩手県の製材業者が落札しているが、二番札は秋田県の業者である。表 4-2-7の公売では、秋田県の業者が落札しているが、二番札は秋田、岩手両県の製材業者である。

次いで下北半島に位置する脇野沢営林署の公売結果（表 4-2-8）をみても、落札者及び二番札は秋田、岩手両県の製材業者である。

さらに、表 4-2-9には青森県三本木営林署、表 4-2-10 には岩手県安代営林署の公売結果を示した。一目瞭然、秋田、岩手両県の製材・加工業者によって独占されている観を呈している。こうした違いが生じている背景は何であろうか。そこで、秋田、青森両県の代表的なブナの製材・加工業者の製品生産・販売の実状についてみてみよう。

(1) A社（秋田県鷹巣町）

前掲表 4-2-10 の落札者に顔を出しているA社は、ブナの製材・加工では東北有数の企業に数えられる。創業は昭和36年、ブナを原料とする楽器、家具用材の製材・加工で始まった。現在の原木消費量は 9,000 m³であるが、その 8 割が国産材（大部分がブナ材）、残り 2 割が外材（北米アパラチア山脈から出材されるオークで、平成7年から入荷開始）である。

ブナを中心とした広葉樹材の集荷圏域は、青森営林局管内の盛岡営林署、弘前営林署、野辺地営林署などの公売のほか、岩手県内の木材流通センターである（このほかに一部秋田営林局管内もある）。原木の基幹部分を青森営林局管内に依存している理由として、秋田営林局管内（秋田県）ではブナの資源はあるものの、奥地化しているため伐出コストが嵩み採算ベースに乗りにくいことをあげている。また、白神山地周辺地域のブナ材に関しても、㊦材質が悪く、チップ用材としてはともかく用材としては期待できない、㊧良質のブナは伐採されており、残存するブナ資源は急傾斜にあって伐出が難しいとしている。

A社は、現在では集成材なども手掛けているが、本流は楽器用部材の製材・加工である。楽器用部材は国内大手の楽器メーカーに納入しているが、楽器用の部材の含水率は 7%±2～3%と極めて厳しい条件が求められる。A社の乾燥技術は東北一といわれるように、ここでは24基の人工乾燥施設を設置している。

A社のほかに、楽器部材の製材・加工を手掛けているのは、前掲のブナ材公売の落札

表 4-2-6 青森県弘前営林署のブナ他一般公売結果（平成 6 年 6 月 22 日）

No.	長級 (m)	径 級 (cm)	等 級	材 積 (m ³)	一 番 札			二番札
					住 所	金 額 (円)	単 価 円／m ³	住 所
1	2.10	3-58上	込 2-4	100	岩手県	2,999,900	29,999	秋田県
2	"	"	"	100	"	2,888,900	28,889	"
3	"	"	"	100	"	3,018,900	30,189	"

資料：(株)木材市況通信社「木材市況通信」。

表 4-2-7 青森県弘前営林署のブナ他一般公売結果（平成 6 年 7 月 11 日）

No.	長級 (m)	径 級 (cm)	等 級	材 積 (m ³)	一 番 札			二番札
					住 所	金 額 (円)	単 価 円／m ³	住 所
1	2.10	3-46上	込 2-4	100	秋田県	3,045,500	30,455	秋田県
2	"	"	"	100	"	3,025,500	30,255	"
3	"	"	"	100	"	3,025,500	30,255	岩手県

資料：(株)木材市況通信社「木材市況通信」。

表 4-2-8 青森県脇野沢営林署のブナ他一般公売結果（平成 7 年 11 月 15 日）

No.	長級 (m)	径 級 (cm)	等 級	材積 (m ³)	一 番 札			二番札
					住 所	金 額 (円)	単 価 円／m ³	住 所
1	2.10	22下-48上	込 2-4	150	秋田県	4,779,000	31,860	秋田県
2	"	"	"	150	"	5,111,801	34,079	岩手県

資料：(株)木材市況通信社「木材市況通信」。

表 4-2-9 青森県三本木代営林署のブナ他一般公売結果（平成7年8月7日）

No.	長級 (m)	径級 (cm)	等級	材積 (m³)	一番札			二番札
					住所	金額 (円)	単価 円/m³	住所
45	2.20	24-46	2-4	50	青森県	2,171,400	43,428	秋田県
46	"	"	"	50	秋田県	2,056,801	41,136	岩手県
47	"	22-46	4	50	青森県	1,580,500	31,610	青森県
48	"	"	"	50	秋田県	1,366,801	27,136	秋田県
49	"	"	"	50	青森県	1,681,000	33,620	"
50	"	24-46	2-4	50	"	2,189,900	43,798	岩手県
51	"	"	"	50	岩手県	2,169,000	43,380	秋田県
52	"	"	"	50	秋田県	2,166,000	43,320	岩手県
53	"	22-46	4	50	青森県	1,410,000	28,200	秋田県
54	"	"	"	50	秋田県	1,366,000	27,020	青森県
55	"	"	"	50	"	1,356,801	27,136	"
56	"	"	"	50	"	1,368,801	27,176	"

資料：(株)木材市況通信社「木材市況通信」。

表 4-2-10 岩手県安代営林署のブナ他一般公売結果（平成7年8月22日）

No.	長級 (m)	径級 (cm)	等級	材積 (m³)	一番札			二番札
					住所	金額 (円)	単価 円/m³	住所
6	2.20	24	4	100	秋田県	3,381,801	33,818	岩手県
7	"	"	"	100	"	3,550,000	35,500	"
8	"	"	"	100	岩手県	3,699,000	36,990	秋田県
9	"	"	"	100	秋田県	3,456,000	34,560	"
10	"	"	"	100	岩手県	3,276,000	32,760	"
11	"	"	"	100	"	3,276,000	32,760	"
12	"	"	"	100	秋田県	3,358,801	33,588	岩手県
13	"	"	"	150	"	3,456,000	23,040	秋田県
14	"	"	"	150	"	5,775,000	38,500	"
15	"	"	"	150	"	5,865,000	39,100	岩手県
16	"	"	"	150	"	5,689,900	37,933	秋田県
17	"	"	"	150	岐阜県	5,925,000	39,500	"
18	"	"	"	150	秋田県	3,490,000	23,267	"
19	"	"	"	150	岐阜県	6,109,900	40,733	"
20	"	"	"	150	秋田県	6,045,000	40,300	"
21	"	"	"	150	岐阜県	5,649,900	37,665	"
22	"	"	"	150	秋田県	5,776,000	38,507	岩手県
23	"	"	"	150	"	5,970,000	39,800	"
24	"	"	"	150	岩手県	5,320,000	35,467	秋田県

資料：(株)木材市況通信社「木材市況通信」。

者として頻繁に登場しているB社（秋田県森吉町）である。同社の広葉樹原木消費量はブナ12,000m³、その他広葉樹 1,000m³であり、主要製品はピアノ部材で国内の大手楽器メーカーに納入している（「秋田県木材関係業者名鑑・平成7年版」）。

B社同様、公売に頻繁に顔を出しているC社（秋田県角館町）はブナ 6,570m³、ナラ 3,610m³、その他広葉樹 1,820m³を原料に耳付板、平板を製材・加工しているが、「広葉樹の天乾材を7日以内にお手元へ」をPRにしている（前掲「名鑑」）。C社では、「広葉樹業界にとっての生き残りとは、つまり、いかに原木価格が高くなっても、それを買っていただけるかということ」（「秋田木材通信」、平成4年9月16日付）であり、そのため同社では「その月の売上げや原木消費、歩止まり、コストなどを算出して、儲けがあるとすれば、翌月に買える原木価格を弾き出す」（同）という。

また、前掲表 4-2-7の落札者であるD社（鹿角市）は、フローリングを主体にしながらも、家具弱電乾燥木取部材も手掛けている（前掲「名鑑」）。

以上みたように、秋田県の広葉樹製材加工業の特徴は、家具部材のほか楽器部材、家具弱電などの乾燥木取部材などアイテムが多彩である。

これに対して青森県の広葉樹製材加工業の実態はどうであろうか。表 4-2-11 を見てわかるように、秋田県の業者と違う点は、製品の主なものが家具用材（一次加工）に集中していることである。特殊用材（例えば階段の手摺など）を製材加工している三厩村、弘前市の業者は米材（ホワイトオーク）であり、国産広葉樹ではわずかにパチンコの台を生産している業者がある程度である。つまり、両者の間には、原木消費量の多寡よりも加工度（ひいては販売力）などに関して違いがみられる。そこで、青森県の広葉樹製材加工業をいくつか事例として紹介してみよう。

表 4-2-11 青森県の主な広葉樹製材加工業の現状

所在地	主な製品	原木消費量	備考
むつ市	家具用材	国産材 5,300m ³	ホワイトオーク
十和田市	家具用材	国産材 6,300m ³	
三厩村	特殊用材	米材 5,000m ³	
蟹田町	家具用材	国産材 4,800m ³	ホワイトオーク
弘前市	特殊用材	米材 2,000m ³	
田舎館村	家具用材	国産材 5,400m ³	
八戸市	チップ	国産材42,000m ³	含 本 社 分
弘前市	パチンコ台	国産材17,000m ³	
西目屋村	家具用材	国産材 8,000m ³	

資料：青森県林政課調べ。

注：原木消費量は広葉樹のみで、平成6年の実績

(2) E社（田舎館村）

本社は北海道にあり、昭和45年に弘前に進出した。進出の理由は、道内のブナ資源減少と、青森県においてブナ資源が潤沢に存在しているという情報によるものであったという。

当社の広葉樹原木（大部分がブナ）消費量は年間約 6,000 m³で、製品の中心は家具用材であり、これに枕木が加わる。原木の仕入は営林署と大手の民間の素材業者である。家具用材は人工乾燥（含水率9%）を施し、全国一円の家具メーカーに販売している。また、枕木は未乾燥で東北の大手木材防腐会社へ納入している。

白神山地の世界遺産登録に伴う影響は、今のところシビアには現れていないものの、ブナの価格が上昇気味であり、50%程度の歩止まりである家具用材の製材にとって、原木価格が30,000円/m³以上になるとかなり厳しい経営を迫られるという。

(3) F社（西目屋村）

昭和44年操業開始。家具用材が主製品（このほか床板）。昭和60～63年の最盛期には年間17,000 m³の広葉樹（大部分ブナ）を挽いていたが、現在は年間約 8,000 m³（75%がブナ）である。

原木は地元の営林署が約3分の1、残りは青森県内一円の営林署に依存している。人工乾燥機4基で乾燥（含水率7%±1%）し、大手の家具メーカーに納入している。

F社によれば、白神山地周辺地域のブナの林分（150年生前後）は、深浦、鯉ヶ沢に多く賦存していたが、資源の減少に加え、白神山地の世界遺産登録やクマゲラなどの生息確認によって、伐採量が減少しており、ブナの随契量のダウン、価格の上昇傾向など次第に経営が圧迫されつつあるのが実状であるという。

以上2社の事例であるが、ブナ資源の減少によって次第に経営が厳しくなっている。特に、クマゲラなどの生息や繁殖確認によって、ブナの伐採量が減少しており、地元の広葉樹製材加工業界にとっては厳しい状況におかれている。そこで、以下その辺の事情についてみてみよう。

5) 白神山地の世界遺産登録に伴う製材加工業界のデメリット

白神山地が世界遺産に登録されて、影響が大きいのはこれまで述べたことから明かなように、青森県の広葉樹製材加工業界である。

もともと秋田県の広葉樹製材加工業界は、白神山地周辺地域のブナの材質に対してはあまり評価しておらず、むしろ森吉、鳥海、生保内周辺地域のブナ材を重視していたし、実

際にかなり伐採されたことも事実である。したがって、秋田の業界では、白神山地周辺地域のブナに関しては、結果として残り、今、世界遺産に登録されたとの認識が強い。また、A社の事例でも触れたように、白神山地周辺地域の秋田県側は地形が急峻であり、よしんば、ブナが伐採できるとしても伐出生産コストが高み、採算ベースにのりにくく今後にわたってこの地域のブナを積極的に利用する条件がない。

これに対して、青森県は厳しい状況を強いられている。その第1は、既に述べたように、青森営林局管内の公売に参加しても、秋田の業者に落札されているのが現状であること、第2は、クマゲラなどの影響で伐採予定量の変更を余儀なくされること（表 4-2-12）、第3は、ブナの伐採量が減少しつつあること（表 4-2-13）、そして、第4はこうした需給逼迫化によってブナ材の価格が上昇傾向にあることである。例えば、深浦営林署のブナの公売価格をみると、昭和60年26,279円/㎡→平成6年35,448円/㎡になっているし、随契価格も昭和60年19,084円/㎡→平成7年24,010円/㎡になっている。

こうした状況のなかで、広葉樹製材加工業界では、ホワイトオークなどの外材を導入したり、A社のように積層フローリングへ移行などの兆しが見え始めているし、公売競争から離脱したり生産量を縮小する傾向も出始めている。

以上、ブナ材を中心とした広葉樹材の生産・加工・流通の実態について考察してきたが、それを整理すると次のようになる。

- ① ブナの本格的な利用が始まったのは昭和40年頃からであり、以後、国有林中心にブナの素材生産量が増加し、この結果、利用が容易なブナの資源が減少しつつある。
- ② こうした少なくなりつつあるブナ材に関しては、現在のところ製品の種類が多彩である秋田県の広葉樹製材加工業者が優位に立っており、反対に青森県の業者は厳しい状況となっている。
- ③ さらにクマゲラの生息や繁殖確認等の自然保護への対応などによってブナ材の伐採量が減少し、需給の逼迫化によって価格が上昇傾向にあり、広葉樹製材加工業経営は一層厳しさを増している。
- ④ こうした状況下で、広葉樹製材加工工場のなかには外材を導入したり、生産量を縮小したり、あるいは積層フローリングなどの加工へ移行する傾向が見え始めている。
- ⑤ したがって、適正な伐採を維持しながら地元の広葉樹製材加工業を育成していくことは、白神山地周辺地域のような社会経済状況の下ではますます重要な課題になっているといえる。

表 4-2-12 伐採凍結によって減少する伐採量（平成 7、8 年度）

単位：m³

区 分		針 葉 樹			広 葉 樹			合 計
		ス ギ	その他	計	ブ ナ	その他	計	
平 7 年	当初予定	9,097	5,184	14,281	3,830	8,189	12,019	26,300
	中止	—	—	—	2,582	998	3,580	3,580
	最終見込	9,097	5,184	14,281	1,248	7,191	8,439	22,720
平 8 年	調査指示	10,658	881	11,539	7,854	4,463	12,317	23,856
	中止	2,108	174	2,282	1,390	790	2,180	4,462
	調査実行	8,550	707	9,257	6,464	3,673	10,137	19,594

資料：永田美貴・伊藤秀一「クマゲラと林業のよりよい関係に向けて」
（平成 7 年度青森営林局業務研究発表会資料）。

表 4-2-13 深浦営林署における樹種別伐採量の推移

単位：m³

区 分		昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成 元	平成 2	平成 3	平成 4	平成 5	平成 6
針 葉 樹	ス ギ	11,866	9,214	9,379	5,611	7,449	2,945	3,803	7,608	8,071	9,728
	その他	4,933	2,892	3,731	3,795	4,780	6,142	5,607	2,750	2,684	5,378
	計	16,799	12,106	13,110	9,406	12,229	9,087	9,410	10,358	10,755	15,106
広 葉 樹	ブ ナ	8,038	9,852	10,851	8,511	11,001	10,611	7,174	10,756	7,486	3,600
	その他	17,122	15,538	15,437	13,903	9,653	11,947	11,464	9,272	8,666	7,637
	計	25,160	25,390	26,288	22,414	20,654	22,558	18,638	20,028	16,152	11,237
総 数		41,959	37,496	39,398	31,820	32,883	31,645	28,048	30,386	26,907	26,343

資料：永田美貴・伊藤秀一「クマゲラと林業のよりよい関係に向けて」
（平成 7 年度青森営林局業務研究発表会資料）

3 スギ材の生産・加工・流通の現状

3-1 青森県のスギ材の生産・加工・流通

青森県におけるスギ材の生産・加工・流通の現状と問題を端的に示す資料が、表 4-3-1 である。同表は、弘前市に隣接する黒石市にある青森県森林組合連合会津軽木材流通センター（共販所）の平成元年度と平成 6 年度のスギ原木買上げ上位15社を示したものである。一目瞭然秋田県、岩手県の製材業、素材販売業がかなり入っている。つまり、中南及び西農林事務所管内唯一の原木市場から、大量のスギが原木のままで地域外に流出しているのである。

一方、同センターへの素材の出荷者をみると（表 4-3-2）、平成元年度の上位出荷者15位に占める森林組合のシェアは58.6%、同じく平成 6 年度は66.8%であるから、素材出荷量の過半は森林組合から出材されている計算になる。

以上の 2 つの表から、白神山地周辺地域の青森県側のスギは森林組合の林産事業に係わるものが多く（換言すれば民有林に係わるものが多く）、白神山地の世界遺産登録による直接的な影響はないものと考えられる。もっとも、青森県のスギは民有林からのみ出材されてくるわけではない。国有林からの出材もある。しかし、これらの大部分は人工林であり、スギに関しては官民間わず、世界遺産登録による影響はほとんどないとみてさしつかえないと思われる。

3-2 秋田県のスギ材の生産・加工・流通

これに対して、秋田県側の場合は国有林と民有林を区別して考察する必要がある。というのも、周知のように秋田県の国有林には量的には激減しつつあるものの、天然秋田スギがあるし、特別経営時代造林スギも出材されている。また、民有林の戦後造林スギも徐々に市場に流通しつつあるからである。

そこでまず、民有林のスギ材の流通をみるために秋田県森連白神木材流通センターの買方上位12社を示すと表 4-3-3 のようになる。青森県森連津軽木材流通センターの場合と異なって、上位12社すべて県内の製材業者である。

一方、出荷者はどのようになっているのか。同センターからの聞き取りによれば、4割が周辺森林組合からの出材、6割が民間の素材業者からの出材であるという。

以上のように、民有林のスギ材については地域内でうまく循環しているといえる。しかし、国有林材になると様子がだいぶ異なってくる。以下、それを考察してみよう。

表 4-3-1 青森県森連津軽木材流通センターのスギ原木買上げ上位15社の推移

年 度	順 位	買 方	所 在 地	業 態	買上量 (m³)	買上額 (千円)	単 価 (円)	シェア (量) (%)	シェア (額) (%)	買上材の 特 徴	十 和 セ	下 北 セ
平成 元 年 度	1	K	弘 前 市	素材製材業	2,913	78,174	26,836	16.0	17.7	中目材主体	●	●
	2	Y ₁	金 木 町	製 材 業	2,508	68,368	27,160	13.8	15.5	//		
	3	M	弘 前 市	素材販売業	1,350	34,290	25,400	7.4	7.8	//	●	●
	4	F ₂	二ツ井町(秋)	製 材 業	1,524	34,126	22,392	8.4	7.7	//	●	●
	5	O ₁	安代町(岩)	//	1,141	32,927	28,858	6.3	7.5	4m小丸太	●	●
	6	G	二 戸 市(岩)	//	1,133	27,840	24,572	6.2	6.3	//	●	●
	7	M ₂	一 戸 町(岩)	//	739	20,472	27,702	4.1	4.6	中目材主体	●	
	8	K ₁	尾 上 町	製 材 業	598	12,355	20,661	3.3	2.8	//		
	9	Y ₂	能代市(秋田)	//	453	12,088	26,684	2.5	2.7	//		
	10	H ₁	浄法寺町(岩)	//	363	9,608	26,468	2.0	2.2	//	●	
	11	F ₁	南 部 町	//	247	8,364	33,862	1.3	1.9	//	●	
	12	Y	平 賀 町	//	368	8,012	21,772	2.0	1.8	//		
	13	O ₃	秋 田 市(秋)	素材販売業	231	7,798	33,758	1.3	1.8	中目尺上材	●	
	14	O	黒 石 市	製 材 業	310	7,202	23,232	1.7	1.6	中目材主体		
	15	D	鷹巣町(秋田)	//	143	7,103	49,671	0.8	1.6	尺上材主体		●
小 計 (1 5 社)					14,021	368,727	26,298	77.1	83.5			
そ の 他 (4 6 社)					4,189	77,200	18,429	22.9	16.5			
合 計 (6 1 社)					18,210	440,927	24,213	100.0	100.0			
平成 6 年 度	1	K	弘 前 市	素材製材業	2,906	48,336	16,633	15.5	14.1	中目材主体	●	●
	2	F ₂	二ツ井町(秋)	製 材 業	2,220	43,903	19,776	11.9	12.8	//	●	●
	3	K ₁	尾 上 町	//	1,825	14,838	8,130	9.8	4.3	//		
	4	Y ₁	金 木 町	//	1,735	36,522	21,050	9.3	10.6	尺上材主体		●
	5	O ₁	安代町(岩)	//	1,508	20,224	13,411	8.1	5.9	4m小丸太他	●	●
	6	AP	弘 前 市	//	1,130	10,434	9,233	6.0	3.0	1.8m材主体		
	7	M	//	素材販売業	885	21,367	24,143	4.7	6.2	尺上材主体		
	8	AB	大 鰐 町	製 材 業	694	14,957	21,551	3.7	4.4	中目材主体		
	9	H ₃	大館市(秋)	//	675	13,918	20,619	3.6	4.0	//	●	●
	10	S ₂	黒 石 市	//	673	13,885	20,631	3.6	4.1	//		
	11	H ₄	比内町(秋)	//	657	19,261	29,316	3.5	5.6	尺上材主体		
	12	M ₄	平 賀 町	//	453	9,566	21,116	2.4	2.8	中目材主体		
	13	S ₃	浄法寺町(岩)	素材販売業	451	4,630	10,266	2.4	1.3	4m小丸太他	●	●
	14	K ₃	大館市(秋)	製 材 業	379	8,136	21,467	2.0	2.4	尺上材主体		
	15	K ₄	黒 石 市	//	249	1,408	5,654	1.3	0.4	1.8m材主体		
小 計 (1 5 社)					16,440	281,385	17,115	87.8	81.9			
そ の 他 (4 0 社)					2,278	62,154	27,284	12.2	18.1			
合 計 (5 5 社)					18,718	343,539	18,353	100.0	100.0			

資料：青森県森林組合連合会調べ。

注：(1)右端欄の●は県森連十和田木材流通センターあるいは県森連下北木材流通センターの買方ベスト15に顔を出しているもの。

(2)買上げ材の特徴は年間を通じて現れたもので、必ずしもこれに特化したものではない。

表 4-3-2 青森県森連津軽木材流通センターへのスギ原木出荷者上位15社の推移

年 度	順 位	出 荷 者	所 在 地	業 態	出荷量 (㎡)	出荷額 (千円)	単 価 (円)	シェア(量) (%)	シェア(額) (%)	十 和 セ	下 北 セ
平成 元 年	1	弘前地方森組	弘 前 市	森林組合	7,063	160,349	22,703	38.8	36.0	◎	
	2	N 林 業	青 森 市	素材業者	2,456	56,394	22,962	13.5	12.6		
	3	営 林 署		国 有 林	767	37,008	48,250	4.2	8.3		
	4	北津軽森組	五所川原市	森林組合	1,323	30,772	23,259	7.3	6.9	—	—
	5	NS ₁	能代市(秋)	素材業者	774	25,955	33,534	4.3	5.8		
	6	浪岡町森組	浪 岡 市	森林組合	1,262	25,712	20,374	6.9	5.8		
	7	青森市森組	青 森 市	〃	1,015	23,660	23,310	5.6	5.3	—	—
	8	A F	平 内 町	素材業者	458	10,788	23,555	2.5	2.4		
	9	K 林業	青 森 市	〃	277	7,461	26,935	1.5	1.7		
	10	M 林業	黒 石 市	〃	321	6,870	21,402	1.8	1.5	—	—
	11	T K	弘 前 市	〃	99	6,704	67,717	0.5	1.5		
	12	黒石広葉樹協	黒 石 市	事業協組	169	5,946	35,183	0.9	1.3		
	13	S S	〃	素材業者	218	5,085	23,326	1.2	1.1	◎	◎
	14	青 森 県	青 森 市	地方自治体	185	3,930	21,243	1.0	0.9		
	15	N M	〃	製 材 業	116	3,516	30,310	0.6	0.8		
度	小 計 (1 5 社)				16,503	410,150	24,853	90.6	91.9		
	そ の 他 (3 4 社)				1,707	35,777	20,959	9.4	8.1		
	合 計 (4 9 社)				18,210	445,927	24,488	100.0	100.0		
平成 6 年	1	弘前地方森組	弘 前 市	森林組合	6,188	99,649	16,103	33.1	29.0	◎	—
	2	浪岡町森組	浪 岡 町	〃	4,154	76,210	18,346	22.2	22.2		
	3	北津軽森組	五所川原市	〃	1,412	22,387	15,854	7.5	6.5		
	4	M G	弘 前 市	素材業者	853	14,241	16,695	4.6	4.1	◎	—
	5	S O 種苗園	青 森 市	〃	644	8,029	12,467	3.4	2.3		
	6	M 林 業	黒 石 市	〃	605	10,883	17,988	3.2	3.2		
	7	青森市森組	青 森 市	森林組合	503	7,771	15,449	2.7	2.3	◎	—
	8	S E 林 業	弘 前 市	素材業者	330	5,622	17,036	1.8	1.6		
	9	K 造 材 部	今 別 町	〃	330	4,216	12,775	1.8	1.2		
	10	K 木材工業	三 厩 村	〃	317	5,802	18,302	1.7	1.7	◎	—
	11	N K	青 森 市	素材業者	296	7,599	25,672	1.6	2.2		
	12	奥 内 森 組	青 森 市	森林組合	247	3,126	12,655	1.3	0.9		
	13	M 産 業	大 鰐 町	素材業者	215	3,398	15,804	1.1	1.0	◎	◎
	14	H 事 務 所	岩 崎 村	〃	206	3,889	18,878	1.1	1.1		
	15	M A	三 厩 村	〃	175	2,467	14,097	0.9	0.7		
度	小 計 (1 5 社)				16,475	275,289	16,709	88.0	80.0		
	そ の 他 (4 2 社)				2,243	68,250	30,427	12.0	20.0		
	合 計 (5 7 社)				18,718	343,539	18,353	100.0	100.0		

資料：青森県森林組合連合会調べ。

注：右端欄の◎は県森連十和田木材流通センターあるいは県森連下北木材流通センターの出荷社ベスト15にも顔を出しているもの。

表 4-3-3 秋田県森連白神木材流通センターの買方上位12社

順位	業 種	所 在 地	買 上 額 (千円)	買 上 量 (m^3)	単 価 円/ m^3
1	製材業	二ツ井町	50,385	2,361	21,340
2	〃	琴 丘 町	36,536	1,387	26,342
3	〃	五城目町	27,504	1,236	22,252
4	〃	能 代 市	25,660	1,061	24,185
5	〃	〃	25,403	1,093	23,242
6	〃	〃	24,988	1,988	12,569
7	〃	〃	22,642	457	49,545
8	〃	二ツ井町	20,561	540	38,076
9	〃	秋 田 市	16,206	746	21,724
10	〃	琴 丘 町	13,334	534	24,970
11	〃	森 岳 町	13,039	223	58,471
12	〃	能 代 市	11,571	198	58,439
小 計			287,829	11,824	24,343
そ の 他			49,373	1,477	33,428
合 計			337,202	13,301	25,352

資料：秋田県森連白神木材流通センター調べ。

注：平成6年度（平成6年4月～平成7年3月）の数値。

1) 秋田県のスギ製材工場の類型化

現在の秋田県のスギ製材工場は、製材製品の種類をメルクマールにすると、おおまかに5つの型に分類できる。すなわち、(7) 能代型、(イ) 秋田型 α 、(ウ) 秋田型 β 、(エ) 田代型、(オ) 特殊秋田型であり、それぞれの特徴を簡単に述べると以下ようになる。

(7) 能代型：秋田県北の米代川河口能代市を中心に立地し、天然秋田スギを原料に板（例えば天井板）、造作材、芯去修正挽役割角（通称割角。以下この名称を使用）などを主体に製材しているが、天然秋田スギ資源の減少によって製材業の縮小を余儀なくされている。

(イ) 秋田型 α ：秋田県では、戦前、秋田県製板同業組合の10数社が天然秋田スギについて国有林からの出材を一手に掌握し独占していたため（能代型の出自）、米代川流域の他の多くの製材工場は民間材を挽かざるをえなかったし、地場消費以外の圧倒的大量の製品は、羽柄材として首都圏・関東へ販売されていた。秋田型 α はもともとこうした流れを組む製材業であり、現在でも「羽柄の関東出し」という言葉に象徴されるように、秋田県製材業の本流を形成している。

(ウ) 秋田型 β ：天然秋田スギ資源の枯渇化が明らかになった昭和50年代前半、国有林特別

経営時代の造林スギ（秋田スギ）を原料とした割角の製材、販売（産地市売）に成功した製材工場で、現在でも米代川流域の大館市から能代市周辺に立地している。尺上材を中心に割角を主体に製材するが、同時に羽柄材も挽くケースが少なくない。

- (エ) 田代型：米代川流域中央部田代町に立地する切り丸太（長級1.82m）専門の工場で、ツインバンドソーで2分3厘、3分、4分、5分などの板を製材している。
- (オ) 特殊秋田型：1980年代に入って雄物川流域に開設されたスギ並材大型量産工場であり（年間原木消費量20,000 m^3 前後）、その製材パターンは、主として径級22cm以下の丸太（長級3.65m）を中芯を挟んでツインバンドソーで並角（母屋、桁、柱）を製材し、背板で白肌のヌキを採り、前者はすべて地場に販売し、後者の多くは東京・首都圏（付売問屋）へ販売している。

特殊秋田型製材工場の出現によって、それまでの秋田産地の性格（具体的には(ア)～(オ)のタイプの製材工場によって構成されている製材産地）は大きく変化し、スギ並材大型量産工場開設の萌芽が形成されたといえる。しかし、これが秋田産地全体のコンセプトとして定着しつつあるかといえそうではない。それを、類型工場の立地特性、米代川流域の製材工場の原木をめぐるの行動様式、特殊秋田型製材工場の原木購入の特徴の側面から考察してみると以下ようになる。

2) 類型工場の立地特性と原木購入の特徴

(1) 類型工場の立地特性

以上あげた5つのタイプの製材業は、(ア)～(エ)までの工場の大部分が米代川流域に立地しているが、(イ)の秋田型 α は、秋田県に限らず東北地域に広く分布する製材工場であり、東北地域における長級3.65mのスギ原木の支配的流通の根拠になっている。(オ)は雄物川流域に立地しているのが特徴である。

このように、スギ材産地秋田県においては、県北の米代川流域に立地する製材業と県央の雄物川流域に立地する製材業には製材パターンに大きな差があり、このことは製品出荷の側面にも大きな違いとして反映されている。

今、造林スギ製材品の平均出荷価格を示す秋田スギのヌキ（特等）の価格（ m^3 単価）をみると（秋田県木材産業課「木材情報あきた」平成5年2月号、12頁）、昭和61年41,100円（指数100）、平成4年50,600円（同123）である。一方、ヌキ適材の秋田スギ3.65m、14～28cmの工場着原木価格は、昭和61年23,500円（指数100）、平成4年24,200

円（同103）である。つまり、原木価格と製品価格が安定的に平行に推移している（特殊秋田型製材工場は地場出荷のウエイトが高く、平均出荷額は試算で50,000～55,000円である）。

これに対して秋田県全体の製品販売額の総平均単価は73,000円であり、特殊秋田型に比較してかなり高めになっているが、この高値の根拠が能代型、秋田型βなどの製材工場の存在である。

(2) 原木購入の特徴

㊦ 能代型－秋田型βの原木獲得競争

周知のように、青森ヒバ、木曽ヒノキと並び、わが国三大美木の1つに数えられる天然秋田スギ（すべて国有林材）は、資源が減少しており、市場から姿を消す日が近い。このため、能代型の製材業は国有林特別経営時代造林木を購入し、歴史的に形成、蓄積された板採り技術によって板（2分3厘板）を採る傾向が見え始めており、このため割角適材としての特別経営時代造林木を求める秋田型βと熾烈な競争関係におかれている。

秋田型βの製材する割角原木の長級は、通常3.65mであるが（製品にして片端あるいは両端をカットし、3mの製品にする）、原木市場では尺上の良質材は値をよくするために4mに造材するが、これには能代型製材が競争力が強く、秋田型βは落札できないのが実状である。

㊧ 田代型－秋田型βとの原木獲得競争

田代型の製材パターンにはおおまかに2通りある。1つは6尺（1.82m）材を専門に購入し（営林署の公売、原木市場などから）、ツインバンドソーで板採りする製材であり、もう1つは良質の3.65m材（ただし割角適材よりも原木の質は1ランク劣る）を二分して3分、4分板（ときには節の少ない辺材部分から2分3厘板を狙う場合もある）の製材である。後者の製材は、秋田型β（並の割角適材）と原木獲得において競合関係におかれている。

㊨ 能代型、秋田型βの県外への原木依存の強まり

こうした激しい原木（特に70年生以上の高樹齢）の獲得競争の背景には、秋田県において国有林の高樹齢材がここ数年、急激に減少傾向におかれているからである。表4-3-4がそれを示している。同表は、秋田スギの70年生以上の収穫量（秋田県分）の推移を示したものであるが、主伐木に関しては確実に減少していることがわかる。この結果、能代型、秋田型βの製材工場は樹齢の低い材を挽くか、他樹種に転換するか

表 4-3-4 秋田スギ70年生以上収穫量の推移（秋田県分）

単位：千 m^3

年 度	平成 4	平成 5	平成 6	平成 7
主 伐	166	162	136	140
間 伐	13	23	24	16
合 計	179	185	160	156

資料：秋田営林局調べ。

注：数値は年度当初の予定収穫量で
あるが現実の収穫量とほぼ一致。

の選択を迫られるが、国有林地帯の東北においては高齢級林分の賦存量が相対的に多い。したがって、上記2つのタイプの工場は、他県へ高齢級原木を求めていくことになる。表 4-3-5は、秋田営林局管内の山形県真室川営林署の平成6年7月7日の造林スギの公売結果を示したものであるが、能代型の典型的な製材業者の落札が見られる。こうした能代型の県外の営林署への進出は、平成2年に入って顕著になったといわれている。この時期は、表 4-3-5のNo.22の物件のように尺上材の1～4本程度が公売に付される時期でもある（それ以前は、表 4-3-5のNo.14～17のように込桝を購入するケースが多かった）。

3）特殊秋田型の原木獲得の困難性

秋田県原木市場第16期（平成5年9月～平成6年8月）の原木買方の実績をみると、トップは角館町のG社であるが、同社こそ特殊秋田型の典型的な製材工場である。同期の購入実績は、材積で3,832 m^3 、金額で77,786千円、単価20,299円である。

ところが、このG社の平成5年のスギ原木消費量は20,000 m^3 であるが、その購入先別内訳（業態）は原木市場33%、木材流通センターと営林署がそれぞれ23%、森林組合（単組）17%、素材業者4%となっており（表 4-3-6）、特定の購入先はなく、様々な機関から購入しているのが実態である。逆に言えば、原木購入でさまざまな機関に依存しなければ量産工場自体が成立できない危険性をもっているといえる。

この結果、秋田県原木市場では14～22cmの丸太の競争が激しくなり、その分、価格形成力が強まり、この径級の丸太価格が上昇しているのが現状である（表 4-3-7）。

以上の考察から次のことが指摘できる。

表 4-3-5 真室川営林署の公売の落札結果（平成6年9月7日）

No	長級 (m)	径級 (cm)	品等	齢級 (年生)	本数 (本)	材積 (m³)	落価 (円)	札格 (円)	単価 (円/m³)	落札者	
										居	住地
1	3.65	13～50	込中AB	61	238	43.205	970,000		22,451	山形市	(山形)
3	〃	〃	〃	〃	182	45.587	1,022,000		22,419	真室川町	(〃)
4	1.82	14～50	込	〃	135	20.465	323,000		15,783	〃	〃
5	3.65	13～40	込中AB	〃	311	57.388	1,277,000		22,252	横手市	(秋田)
6	1.82	14～46	込	〃	348	38.456	531,000		13,808	新庄市	(山形)
7	3.65	13～42	込中AB	〃	411	72.682	1,606,000		22,096	真室川町	(山形)
9	〃	13～40	〃	〃	215	43.598	965,000		22,134	横手市	(秋田)
10	1.82	14～46	込	〃	223	27.974	413,000		14,763	真室川町	(山形)
11	3.65	13～48	込中AB	〃	251	49.299	1,088,000		22,069	川崎村	(岩手)
12	〃	13～46	〃	72	190	49.081	1,349,000		27,485	能代市	(秋田)
13	〃	14～50	元中AB	〃	207	59.535	1,647,990		27,681	〃	〃
14	〃	14～52	中AB	〃	193	54.972	1,507,100		27,416	〃	〃
15	〃	13～44	込中AB	〃	170	49.558	1,451,700		29,293	〃	〃
16	〃	14～56	中AB	〃	121	37.984	1,125,500		29,631	〃	〃
17	〃	14～52	〃	〃	98	34.102	1,089,400		31,945	〃	〃
18	〃	36～56	元A	〃	15	10.769	734,990		68,251	〃	〃
19	〃	40～56	〃	〃	13	9.959	720,000		72,303	〃	〃
22	4.00	40～46	元	〃	4	2.966	267,000		90,020	山形市	(山形)
23	1.82	16～48	込	〃	185	31.843	624,000		19,596	新潟県	
合 計							18,711,680		25,306		

資料：秋田木材通信社調べ。

注：(1)欠落Noは応札なし。

(2)素材のみの数値。

- ① 秋田県の製材業（特に米代川流域に立地する能代型、秋田型 β 、田代型）は未だに国有林の大径材に依拠した役物製材志向が強い。
- ② スギ並材の大型量産工場である特殊秋田型製材は、構造材の長級はすべて3.65mであり、しかもすべて地場販売である。したがって、構造材に限っては秋田県のみで通用する3.65m寸法であり、これに対応して、山元でも径級に無関係に3.65mに造材するケースが圧倒的に多い。
- ③ 特殊秋田型製材工場の原木集荷をみると、民間の原木市場、県森連系統市場、営林署など様々な機関から購入しており、原木手当に困難を来たしている。この結果、角物（母屋、桁、柱）適材の末口径級14～18cmの原木の価格が上昇気味である。
- 特に、秋田県のスギ製材業が役物志向を背景に、国有林の大径材を求めて県外の営林署などへ原木集荷圏を移行させつつあることは、白神山地周辺地域の森林資源への依存度合いを希薄にしていることであり、問題が残るといえよう。

表 4-3-7

秋田県原木市場の径級別
秋田スギ平均単価

単位：円/㎡

市 日	径 級	平均単価
6	13cm 下	11,740
・	14～22cm	20,090
3	24～28cm	22,070
・	30cm 上 B	22,220
22	30cm 上 A	46,540
7	13cm 下	10,900
・	14～22cm	23,170
3	24～28cm	22,510
・	30cm 上 B	25,410
6	30cm 上 A	63,310

資料：(株)秋田県原木市場
調べ。

注：(1)長級3.65m材。
(2)市日は平成。

表 4-3-6 特殊秋田型製材工場の原木集荷の実態

製材工場 所在地	年間原木 消費量 (㎡)	出力数 (Kw)	樹種別原木 の 割 合		立木・丸太 別購入割合 (国産材%)		国産材の 樹 種 別 内 訳 %	国産材の購入先別割合 (%)						スギ 径級別購入割合 (%)					
			国産 材 %	外材 %	立 木	丸 太		原 木 市 場	森 連 共 販	森 林 組 合	営 林 署	県 市 町 村	そ の 他 素 材 業 者	14 cm 未 満	14 ～ 18 cm	20 ～ 22 cm	24 ～ 28 cm	30 ～ 36 cm	38 cm 以 上
秋田市	16,000	500	89	11	—	100	スギ 100	5	60	20	10	—	—	5	30	40	20	5	—
秋田市	23,000	253	80	20	19	81	スギ 95	10	20	—	70	—	—	10	25	30	25	8	2
協和町	27,000	935	100	—	—	100	スギ 100	2	29	10	25	—	34	8	35	28	18	8	3
角館町	20,000	320	100	—	10	90	スギ 100	33	23	17	23	—	4	10	—	60	—	30	—

出所：遠藤日雄他「『特殊秋田型大型量産工場』の実態分析（Ⅰ）」（『日本林学会東北支部会誌』第46号，1994年）145頁。

注：平成5年の実績（聞き取り調査による）。

4 小 括

以上の考察をもとに、本章を整理すれば下記ようになる。

- ① 白神山地周辺地域の林材業に関して、世界遺産登録が直接影響しているのはブナ材を中心とした広葉樹である。近年この需給関係が逼迫していたが、これに世界遺産登録やクマゲラなどの生息繁殖確認による伐採凍結が一層拍車をかけているといえよう。
- ② スギ材については、国有林の高齢級資源が減少しているが、その一方で戦後造林したスギが成熟化している。また、秋田県側のスギ製材業界は、旧来の役物志向を背景に、山形県内の営林署などへ原木を求めており、その意味では地域の森林資源（スギ人工林）への依存度を低下せざるを得なくなっており、地域産業振興の点から問題を残している。一方、青森県側のスギ材の少くない量は秋田県へ流出しており、青森県側の地域産業振興にも影響を与えているといえる。
- ③ 以上からも明らかなように、ブナを中心とした広葉樹加工業の育成が、白神山地周辺地域の木材産業振興にとって大きな課題である。ただ、その際、従来のような広葉樹製材の量産体制は、資源的状况からみて極めて難しいので、集成材など付加価値の高い加工体制の整備が望まれる。

第5章 白神山地周辺地域の整備・振興方向

1 世界遺産地域の存在が地域に与える影響

白神山地周辺地域の整備・振興方向を考える際、まず明らかにしておくべきなのは、世界遺産地域の存在がこの地域に与えた影響、特に社会経済的影響である。周辺地域は、もともと社会経済的条件に恵まれず、過疎の進行などによってさらに定住条件が悪化する状況にあった。もしも、世界遺産地域の存在によって、そうした状況が少しでも改善される方向にあるのであれば、今後さらに関連した方策を強化していく必要があるし、マイナスの影響が認められるのであれば、少なくともそのマイナスの影響を補填するような方策が早急に考えられるべきだろう。こうした作業を通じてこそ、真の整備・振興方向が把握できると考える。以下では、主に、本報告書で扱った森林レクリエーション、木材産業、森林施業・保全について定性的に検討する。

1-1 プラスの効果

1) 観光レクリエーションに関するもの

確実なことは、春秋林道問題から世界遺産登録までの一連の事柄により白神山地の名前が全国に広がり、この地域への観光レクリエーションを目的とした入り込みが大きく増加したことである。観光入り込み客の増加による効果としては、当然ながら観光関連産業（宿泊業、運輸業、土産販売業等）の振興があげられるが、これまでのところ既存の旅館や第3セクター企業の経営にその効果は限られていて、民間の新規参入を誘発するまでには至っていない。

2) 木材の生産・加工に関するもの

この分野に関しては、プラスの効果はほとんどないが、強いて言えば、「白神のブナ材」というブランド形成の可能性が生まれたこと（付加価値の形成）があげられるかも知れない。

3) 特産品等に関するもの

各地で白神の名前を冠した製品が多く開発されつつあり、一定の効果を持つと考えられるが、今のところ試験的で大々的に売り出された例はない。

1-2 マイナスの影響

1) 観光レクリエーションに関するもの

観光入り込み客の増加によるゴミ、屎尿処理の負担増が最も深刻だろう。ゴミの回収はこれまでのところ地元のボランティアに依存しているケースが多いようであるが、屎尿処理に関しては、県、町村ともトイレの設置に追われている状況である。特に山頂部のトイレの管理（汚物の回収を含む）は財政的にもかなりの負担になると推測される。

2) 木材の生産・加工に関するもの

ブナ材の素材生産量は、国有林を中心とする広葉樹資源の減少・劣化の傾向の中で、世界遺産登録等により遺産地域内のブナ林の伐採が不可能になったこと、遺産地域周辺の主要なブナ材生産地域においても、レクリエーション利用に配慮した伐採の保留やクマゲラの生息繁殖確認による伐採凍結などにより、減少に一層の拍車がかかった。

その結果、材の獲得をめぐる業者間の競争が激化し、加工度が低く販売力の弱い製材加工業者が脱落しつつある。また、ブナ材の需給逼迫に対応するため、外材化、他部材への転換、他樹種への転換などが模索されており、広葉樹業界のブナ離れも加速している状況である。

以上のように、木材生産・加工の分野では、ブナ材を中心に、世界遺産登録の影響は相当地に大きい。

2 森林保全の方向性

2-1 森林施業史の検討結果の総括

第2章では、白神山地の世界遺産地域を含む周辺の森林の施業の歴史を検討してきた。はじめに、青森（旧目屋事業区地域）、秋田（旧大開事業区地域）についての施業案を中心とする分析から引き出される結果を整理すると、およそ以下の通りである。

第1に、白神山地周辺の天然林、特にブナ林は、歴史的には周辺地域への薪炭材の供給の目的で伐採が行われている。また、国有林経営の体制が確立してくると皆伐作業によるスギやカラマツ等の針葉樹の拡大造林が推進され、歴史のなかの大半は、主として樹種更改の対象として扱われてきたといえる。ブナ林とその施業に関する調査・研究と実践は、戦前は昭和10年前後の一時期に調査が行われたのみで、戦後のブナ林施業の実践も、昭和40年代以降、国有林が「新たな森林施業」へ方針転換してからの時期に集中している。このように、ブナ林を対象に森林施業が展開された歴史は古いが、ブナ林そのものの施業が

研究され、実践された歴史は極めて浅いといわなければならない。もちろん、現場技術者等の努力で、今日ではブナ林の施業方法の大枠は、ほぼ確立されたとみてよいであろうが、それぞれの地域における地形や気候等の自然条件を考慮したきめ細かな施業技術の確立は、今後に残された課題が少なくないように思われる。とりわけ、国民の森林環境問題に対する高い関心が持続している今日、こうした国民の要望に応え得る森林施業のあり方については、まだ多くの検討の余地を残しているといえよう。

第2に、ブナ林地帯が古くから舞台にされていた森林施業の内容は、保護樹帯を伴った皆伐作業＝スギ、カラマツ等の人工林施業であった。この人工林施業は、歴史的には高度成長期に、主として当時の社会経済条件により、今日として見れば過度の人工造林が進められたことを除けば、青森、秋田両営林局管内ともに、保護樹帯付きの皆伐作業のあり方が模索されてきた歴史をもっている。この人工林施業の技術は、皆伐作業と保護樹帯の択伐作業が同時並行で考えられていたという意味で、混成作業として位置づけ得るものである。こうした実践の過程からは、今日にも引き継がれるべき重要な技術的な教訓を学ぶことができるはずである。現在、森林環境問題に対する国民の関心が高い状況にあって、世界遺産地域周辺の森林の取扱いを、造成された人工林部分を含めた広葉樹の混交による天然林への誘導という形で考えるのは健全なあり方と思われるが、一方ではブナ林を舞台に培われてきた人工林施業＝混成作業の技術の蓄積を霧散化させないための配慮も必要であろう。

第3に、ブナ林の施業方針そのものは、青森、秋田両営林局とも酷似しているが、保護樹帯を伴った皆伐方式については、地理的、歴史的な背景の違いなどによって、若干の相違がみられる。このことから、世界遺産地域周辺というくくり方で一括して森林施業の具体的方向性を志向するのではなく、最低限、青森、秋田両営林局管内の大きく分けて2つの地域について、それぞれの森林施業の歴史的な展開過程に留意した、きめ細かい施業方針の具体化が必要と思われる。

これと関連して、第4には、青森、秋田両営林局管内は、特に戦前期の恒続林思想のもとで、施業理論が深く研究され実践されたという歴史を有している。特に青森の松川恭佐や、秋田の岩崎準次郎等の施業論は全国的に有名で、論争の中で優れた施業理論へと磨かれてきたという経緯がある。こうした歴史的な実践によって、今日の当該地域の森林が存在していることを考えれば、これを施業担当者である国有林だけのものにするのではなく、広く国民のなかにも施業の歴史を伝え、現代的な森林教育の一環に組み入れていくことが有益であるように思われる。

2-2 今後の若干の方向性

以上の点を踏まえて、今後の課題として考えられるところを特に国有林関係を中心にまとめると、以下の通りである。

まず、ブナ林施業については、現在までに相当程度に施業体系の確立をみているが、同地域が世界遺産周辺に位置することを考えると、地域の特殊性に即したさらなる施業技術のあり方が求められているといえよう。少なくとも大規模な皆伐作業を伴う森林施業は極力避けねばならないが、これとは逆にすべてを自然放置の森林と位置づけてしまうのも好ましくない。択伐作業などをベースにしたきめ細かな森林施業をさらに展開していくことが重要であろう。

次に、ブナ等の広葉樹林を保護樹帯とする人工林施業（＝混成作業）の方針の大枠は、遺産地域周辺については現行通りの混交林造成による天然林への誘導が中心になるべきことは当然としても、条件のあうところは、実態調査を踏まえたうえで混成作業の実践の場を確保すべきであろう。とりわけ国民の目にみえるところで施業を展開することに意義を見い出すとすれば、世界遺産地域周辺であっても、例えば、保護樹帯に囲まれた人工林部分全体を、一つの巨大な施業指標林あるいは観察林等として位置づけ、国有林にしかできない森林教育の場の設定が考えられてもよいであろう。

こうした実践は、例えば、秋田営林局矢島営林署管内の鳥海ブナ林施業公園（図 5-2-1 参照）の造成等、すでに貴重な実績があり、こうした経験から教訓を学ぶとともに世界遺産地域では、特に周辺地域に住む人々の生活を支えていたブナ林の役割や、森林施業技術の歩んできた道などをポイントにして、新たな森林教育の場としていくことが有効と思われる。

いずれにせよ、今後とも多くの林業関係者以外の人々が集まる世界遺産地域周辺の森林を、一般市民の森林施業に対する理解の促進の場としても位置づけ、青森、秋田両営林局管内の地域性、歴史性を生かした何らかの森林施業上の方策が期待される。

3 地域振興の方向性

3-1 森林レクリエーション

第3章における分析と問題点の抽出を踏まえれば、今後の森林レクリエーションを中心とした地域の整備・振興の方向性としては、以下のようなことが考えられる。

1) レクリエーション利用のゾーニング、あるいは施設配置計画の必要性

第3章で触れたように、青森、秋田両県はそれぞれ白神山地周辺地域の保全・利用計画を策定済みか策定中である。しかし、策定過程での国の機関等との調整は必ずしも十分ではなく、計画の実効性が担保されているわけではない。

一方、観光レクリエーション施設の建設やその計画が各地で目白押しであること、一部の地区ではあるが過剰利用が既に問題となっていること、クマゲラ等の保護との調整も重要な課題であることなどから、周辺地域全体についての総合的な、そして実効性を持った保全・利用計画の必要性は非常に高まっているといえる。

レクリエーション利用に限っていえば、当地域では、本来、原始的なレク利用（施設を必要としないテント持参の登山等で、他の人間との出会いはごく少ないことが理想）を主体に、人為的な改変を極力排除したレク開発が行われるべきで、多くの入込客が予想されるような開発は、一番外縁部で行われるべきと考えられる。

2) ソフト事業の充実

エコ・ツーリズムが、「旅行者が、生態系や地域文化に悪影響を及ぼすことなく、自然地域を理解し、鑑賞し、楽しむことができるよう、環境に配慮した施設及び環境教育が提供され、地域の自然と文化の保護・地域経済に貢献することを目的とした旅行形態」（NACS-J エコツーリズム・ガイドライン）と定義されるならば、当地域におけるレクリエーション形態として最もふさわしく、その推進が図られるべきである。第3章で触れたように、そうした試みは既に当地域で実際に始まっており、さらに組織づくり、担い手の養成等で積極的に支援を行っていくべきと考える。

3) 「ミニ白神」的施設の配置

第3章で紹介した「ミニ白神」的施設は、登山を目的とする一部の入込客を除いた大多数の訪問客を誘導することにより、遺産地域への入り込み圧力の軽減に効果があり、また、環境教育・林業教育の場としても優れている。複数のインタプリタ（自然解説、環境教育の専門家）の常駐を実現することにより、上記エコ・ツーリズムの拠点としての機能を付

加させることが望ましい。

以上の２）、３）のような、環境に与える影響の少ないレクリエーション利用の推進を図ることは、いわゆる観光開発と比べれば、地域の振興に対して効果が少ないように見える。しかし、白神山地の場合、観光資源としての価値の源泉は、その「原生的自然性」にあるため、開発はできるだけ控えつつ、地域の振興を図ることは、いわば至上命題といえる。そのためには、ハードの施設に依存した開発ではなく、ここで述べたような、知識・経験・英知などの蓄積によるサービスの販売、つまりソフトの販売による振興が目指されるべきと考える。

3-2 林業・林産業

林業・林産業の問題については第４章の小括で整理しておいた。ここでは、それを踏まえて林業・林産業の振興方向について簡単に述べておこう。

まず、針葉樹、特にスギ材についてである。ここでの問題は、秋田県側のスギ製材業が次第に地域のスギ人工林資源（天然秋田スギ、特別経営時代造林スギ）から離れ、山形県内の営林署などへ原木を求めるようになったことである。周知のように、能代市から大館市にかけての米代川流域の製材業は、二分三厘板に象徴されるように、高い板採りの技術をもっているし、割角製材技術の蓄積もある。こうした製材技術を背景に、地元で少なくなった高品位スギ資源に代わるものとして県外の営林署などへ原木を購入に行っているわけであるが、こうした資源が有限ではない。地元のスギ資源を利用した林業・林産業の育成が必要になってくるが、その際の中心的な資源は戦後造林スギである。この資源の有効利活用の方策が、秋田県側の林業・林産業の地域的振興方向といっていよい。

戦後造林スギは並材であるがゆえに、人工乾燥、集成材化などが不可欠であり、秋田県側の製材業界がこれをどのようにして組織的に行っていくかが重要な課題であろう。

一方、青森県サイドの課題は、秋田県（あるいは岩手県）に流出するスギ原木を、地元で有効利用する方策を考えることである。そのためには、地元でできるだけスギを使ってもらうために、製材業と地域のビルダー、大工・工務店が連携して津軽スギの家などのモデルハウスをつくり、積極的なＰＲ活動をしていくなどの方向も考えられる。

次いで、広葉樹、特にブナの問題であるが、減少しつつある資源を有効的に利用するためには、これまでのような量産方式ではなく、集成材化など付加価値の高い製材加工方式が検討されるべきである。特に、これは青森県側の広葉樹製材加工業界にとって重要な課題であると考えられる。